

# 第5次安城市男女共同参画プラン 【計画素案】

令和5年9月

安 城 市



# 目次

第1章 プランの前提事項 .....	1
1 策定の趣旨・目的 .....	2
2 プランの期間.....	3
3 プランの策定体制.....	4
4 プランの位置付け .....	4
5 SDGsとの関連.....	7
第2章 安城市の現状 .....	9
1 統計データからみる現状 .....	10
(1)人口等の状況 .....	10
(2)世帯の状況 .....	11
(3)就労等の状況 .....	12
(4)子育て・介護等の状況.....	13
(5)女性参画の状況.....	14
2 アンケート・ヒアリングからみる現状 .....	15
(1)調査の概要.....	15
(2)アンケート調査結果のまとめ.....	16
(3)ヒアリング調査結果のまとめ.....	27
3 第4次プランの目標達成状況.....	29
4 安城市の男女共同参画を取り巻く課題.....	31
第3章 プランの方向性.....	33
1 プランの最終目標(目指す姿) .....	34
2 基本目標.....	35
3 施策体系.....	36
4 成果指標.....	37
第4章 プランの基本目標別の内容.....	39
基本目標 1 女性のさらなる活躍促進.....	41
(1)各種審議会等における女性参画の促進.....	41
(2)女性の人材育成の活性化 .....	42
(3)職場における女性活躍・男女共同参画の推進 .....	43
(4)子育て支援サービスの充実 .....	44
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進.....	45
(1)家庭における家事・育児等の分かち合い促進.....	45
(2)地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進 .....	47

基本目標3 多様な生き方を認め合う意識・環境づくり .....	49
(1)男女共同参画に関する啓発.....	49
(2)男女共同参画に関する学習機会の提供 .....	50
(3)人権が尊重される社会環境づくり .....	51
基本目標4 あらゆる暴力の根絶と安全・安心な環境の確保.....	53
(1)DV防止に関する啓発 .....	53
(2)DV被害に対する早期対応・支援 .....	54
(3)安全・安心を支える体制づくり .....	56

# 第 1 章 プランの前提事項

---

# 1 策定の趣旨・目的

「第5次安城市男女共同参画プラン」は、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定しています。

第4次プランにおける取組内容の評価・検証結果や、国の動きや顕在化した課題等を踏まえ、新たな施策・取組等を盛り込んだ計画とします。

## ■ 男女共同参画に関わる近年の動き（第4次プラン策定以降）

年	法律名
平成30年 (2018)	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 公布・施行
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 公布 (平成31年順次施行)
令和元年 (2019)	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） 改正 (令和2年施行)
	労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 改正 (令和2年順次施行)
	配偶者暴力（DV）防止法 改正 (令和2年施行)
令和2年 (2020)	第5次男女共同参画基本計画 策定
令和3年 (2021)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法 一部改正 (令和4年順次施行)
令和4年 (2022)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 公布 (令和6年施行)

## 2 プランの期間

本プランの期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。  
 また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、随時、施策などの見直しを行うこととします。

### ■計画期間

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
【国】第5次男女共同参画基本計画 (令和3（2021）年度～令和7（2025）年度)	■	■	■	■	■						
【県】あいち男女共同参画プラン 2025 (令和3（2021）年度～令和7（2025）年度)	■	■	■	■	■						
第9次安城市総合計画 (令和6（2024）年度～令和13（2031）年度)				■	■	■	■	■	■	■	■
第5次安城市男女共同参画プラン (令和6（2024）年度～令和10（2028）年度)				■	■	■	■	■			

### 3 プランの策定体制

本プランは、市の附属機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行い策定しました。市においては、各課の担当職員で構成する作業部会、課長級職員で構成する庁内部会において協議し、安城市男女共同参画審議会において審議する各事項についての原案を作成しました。

また、プランに幅広く市民などの意見や提案を反映させるため、次のような経過を経て策定を行いました。

#### ■ 市民意見聴取の方法

##### ● アンケート調査(令和4(2022)年8～9月)

- 市民アンケート :18歳以上の男女各1,000人を無作為抽出して実施
- 企業アンケート :市内事業者500社を無作為抽出して実施
- 高校生アンケート :市内の高校6校からクラスごとに対象を抽出して実施
- 町内会アンケート :市内81町内会の会長を対象に実施

##### ● ヒアリング調査(令和4(2022)年10～11月)

- 企業ヒアリング :企業アンケートで回答があり、かつヒアリング可能と回答のあった企業から、業種・規模別に3企業を選出
- 団体ヒアリング :市民活動団体から4団体を選出

##### ● パブリックコメント(令和5(2023)年12月(予定))

- 市民に対し、計画案の公表と説明・意見の募集を行うために実施

### 4 プランの位置付け

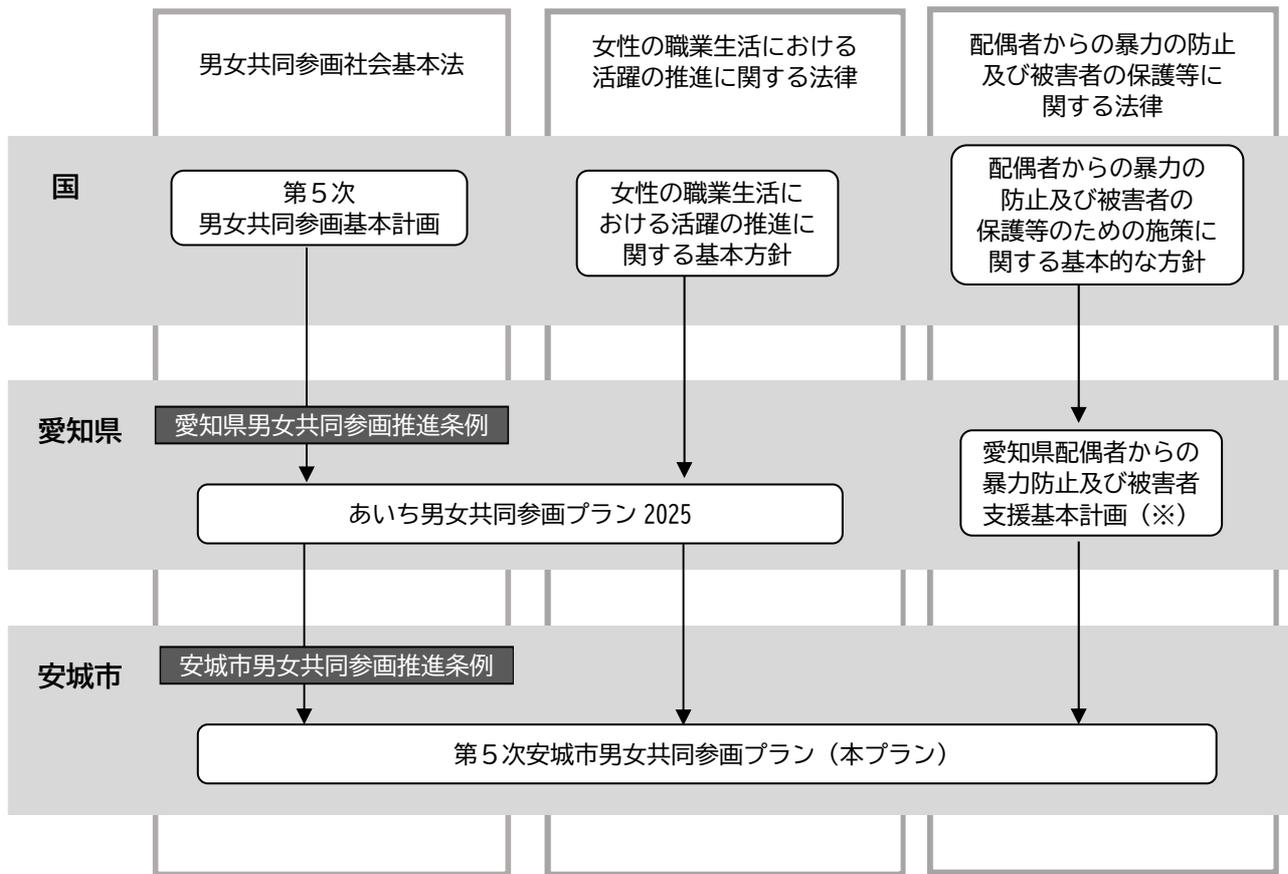
本プランは、次のような法律に基づき策定しました。プランの策定にあたっては、国、県等の計画や市が策定した他の計画との整合を図りました。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画（プランの一部（DV防止、被害者の保護等に係る施策））
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく計画（プランの一部（女性の職業生活等に係る施策））
- その他、市の上位計画・関連計画との整合を図った計画

■関連する市の計画（主なものを抜粋）

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・安城市総合計画</li> <li>・健康日本21安城計画</li> <li>・あんジョイプラン</li> <li>・安城市市民協働推進計画</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安城市デジタル田園都市国家構想総合戦略</li> <li>・安城市子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・安城市地域防災計画</li> <li>・安城市特定事業主行動計画</li> </ul> |
|--|--|

■各種根拠法と計画・方針等との関連図



※愛知県の「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、令和6年度開始の第5次計画において「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく都道府県基本計画と一体化させた計画として策定。

## ■（参考）各種根拠法

### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

- 第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 5 SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）では、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、女性に対する暴力の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。

平成27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされており、国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものとされています。

本プランにおいては、SDGsの目標5を含む、17の目標全体の達成に向け、男女共同参画社会を実現するための取組を進めます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 第 2 章 安城市の現状

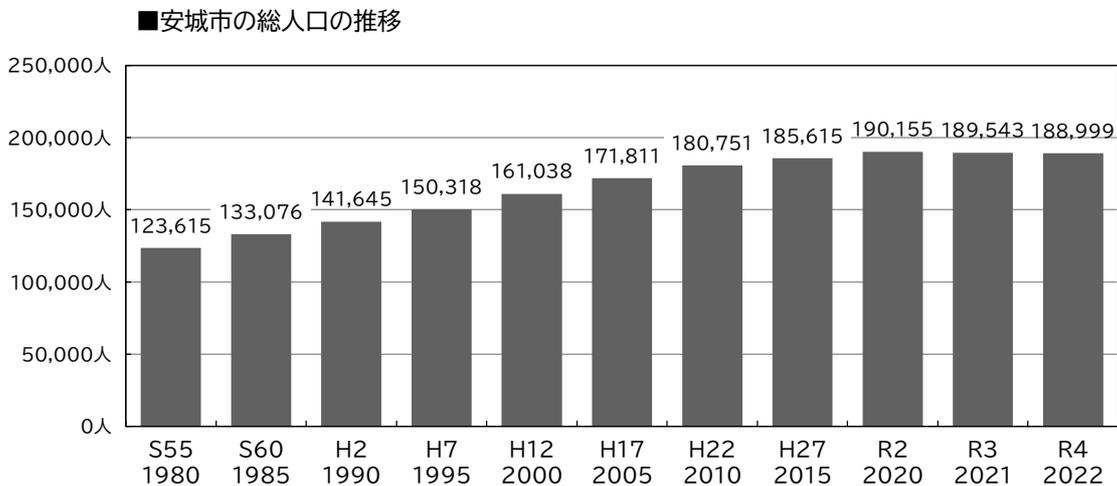
---

# 1 統計データからみる現状

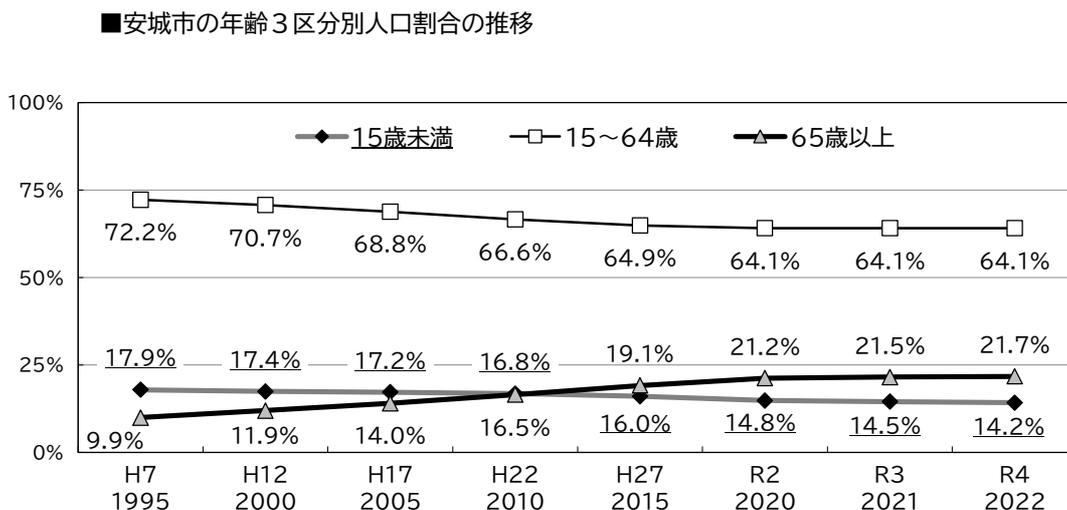
## (1)人口等の状況

本市の総人口は令和2年までは継続して増加傾向にありましたが、令和3年から減少に転じました。年齢3区分別の人口割合をみると、15歳未満の年少人口割合は減少が続き、65歳以上の老年人口割合は増加を続けています。平成27（2015）年には老年人口割合が年少人口割合を上回り、令和4（2022）年でもその差は拡大しています。

人口構成を男女別・年齢別にみると、自動車関連企業の立地などを背景に、20歳代から50歳代まで、女性よりも男性の人口が上回っています。一方で80歳以上では平均寿命の差などにより男性よりも女性の人口が上回っています。

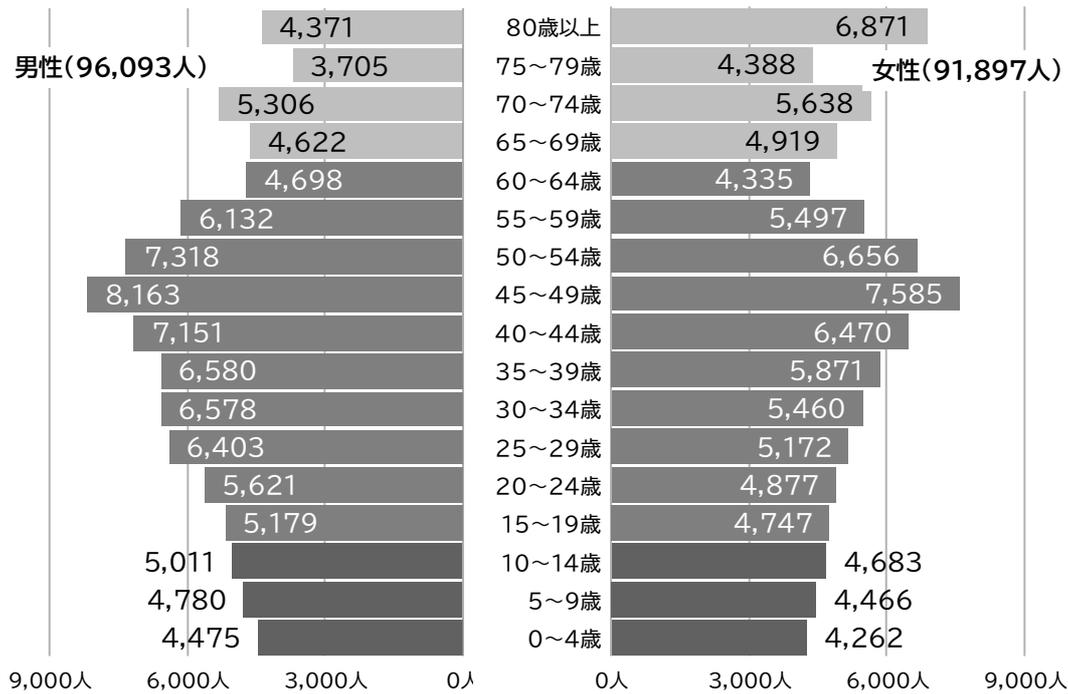


資料：安城の統計



資料：安城の統計、総務省 人口動態及び世帯数調査

■安城市の性別・5歳階級別人口構成



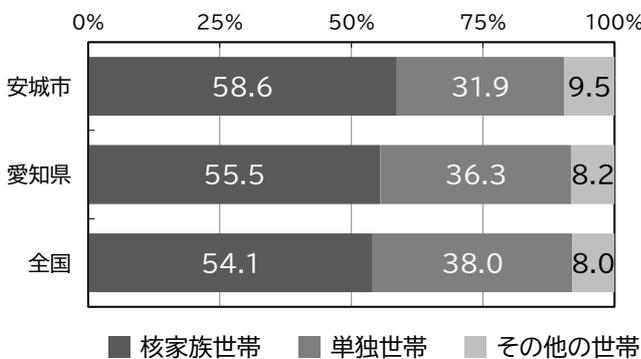
資料：国勢調査（令和2年）

(2)世帯の状況

本市の令和2（2020）年の世帯類型の割合は、核家族世帯が58.6%、単独世帯が31.9%、その他の世帯が9.5%となっています。国・県と比較すると、核家族世帯及びその他の世帯割合が高くなっています。

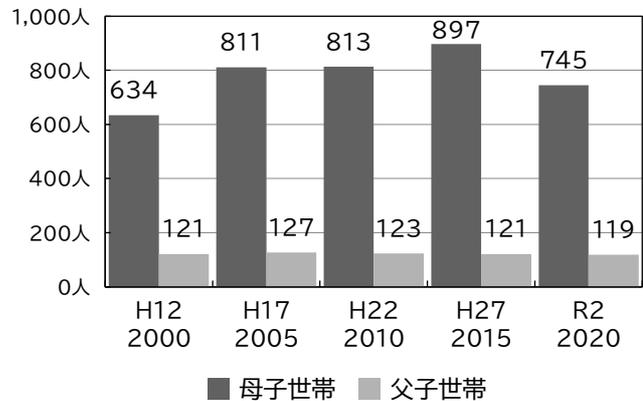
母子世帯は、平成12（2000）年から平成27（2015）年にかけて増加傾向となっていました。令和2（2020）年にはやや減少し、745世帯となっています。父子世帯は、平成12（2000）年以降、120世帯前後で推移しています。母子世帯数は父子世帯数の約6倍となっています。

■世帯類型の割合（国・県比較）



資料：国勢調査（令和2年）

■母子・父子世帯の推移



資料：国勢調査

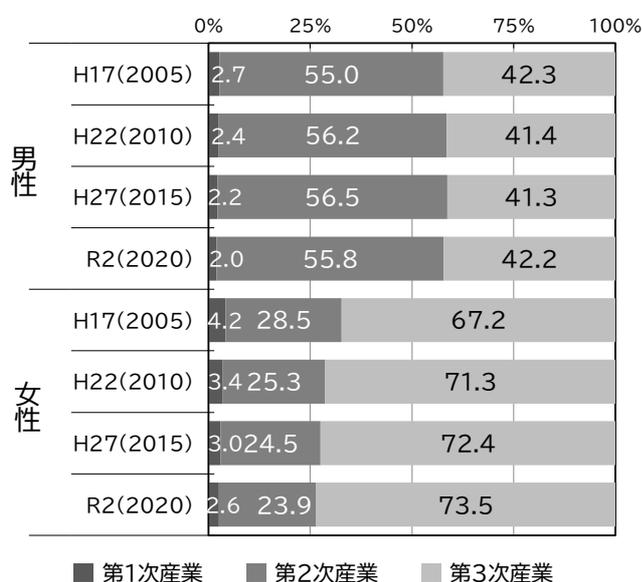
### (3)就労等の状況

産業分類別の就業者数の割合を男女別にみると、男性では建設業、製造業などを含む第2次産業が、女性ではサービス業などを含む第3次産業の割合が高くなっています。平成17(2005)年以降、男性の割合に大きな変化はありませんが、女性では第3次産業就業者の割合が増加し、第2次産業就業者の割合が減少しています。

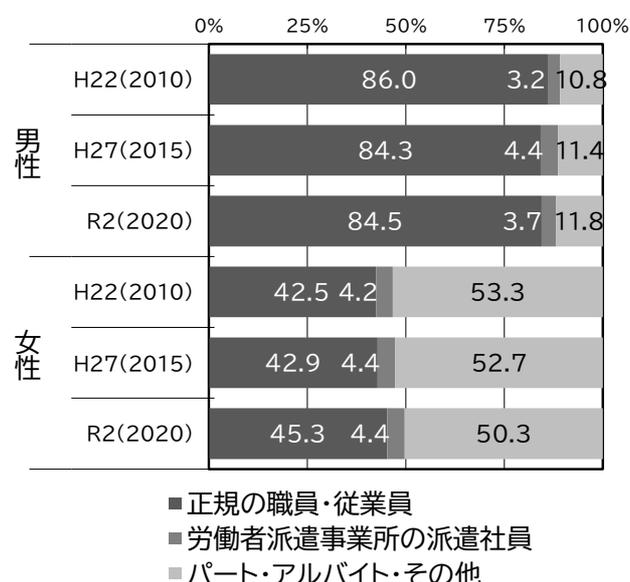
男女別の雇用者の雇用形態の状況をみると、女性では「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。経年でみると、女性ではわずかながら「正規の職員・従業員」の割合が増加しています。

本市の女性の年齢階級別の労働力率をみると、30歳代前半に大きく下がるM字カーブを描いていますが、その谷は浅くなっており、すべての年代で女性の就労が進んでいます。

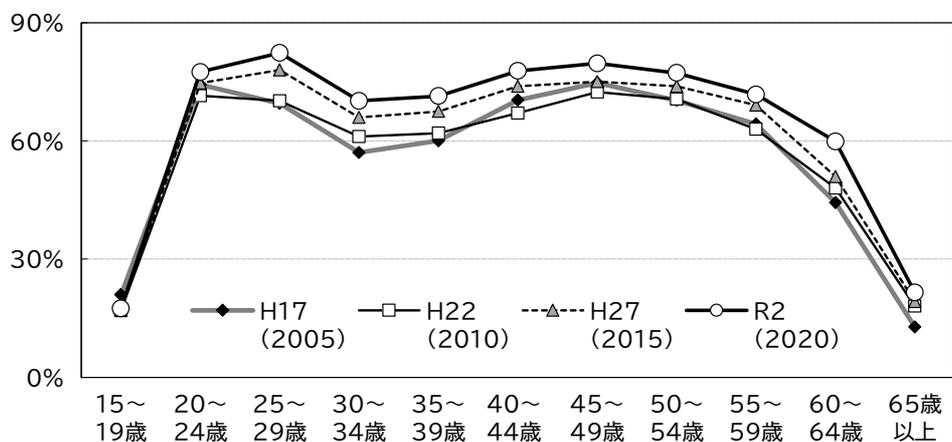
■安城市の男女別産業分類別就業者割合



■安城市の男女別雇用形態別割合



■安城市の女性の労働力率の推移

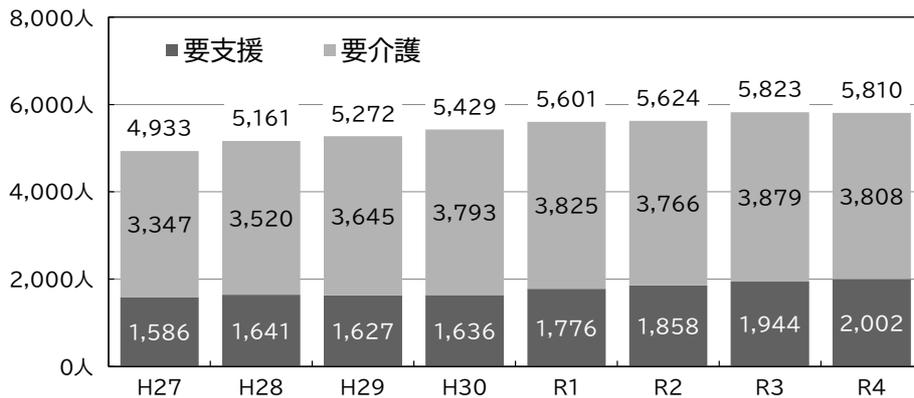


## (4)子育て・介護等の状況

介護保険制度における要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和4（2022）年で5,810人と、平成27（2015）年の約1.2倍となっています。

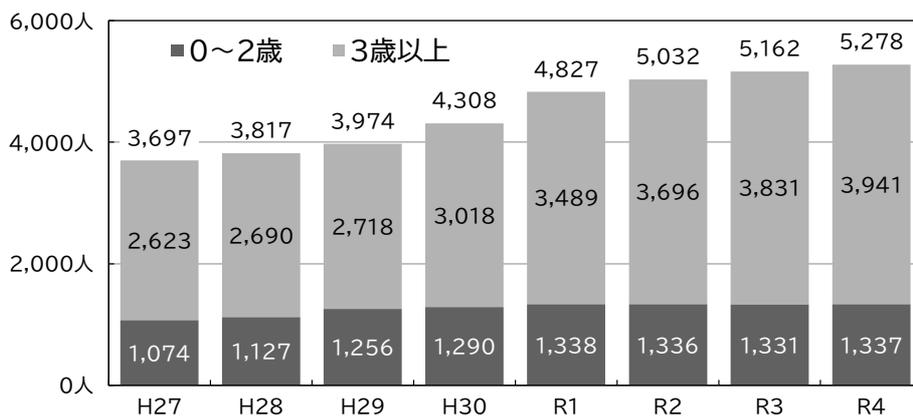
本市には令和5（2023）年現在、保育所が46か所あります。出産後も就労を継続する女性の増加等に伴い保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

■認定者数の推移（要支援・要介護認定者別）



資料：地域包括ケア「見える化システム」システムより令和5（2023）年6月取得

■保育所の年齢別入所児童数の推移



資料：'22安城の統計（各年4月1日。民間園、認定こども園を含む。）

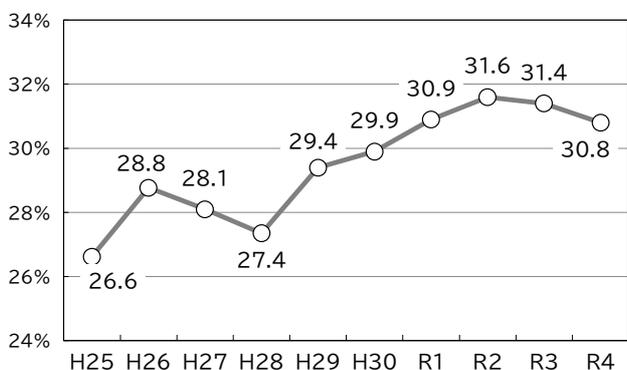
## (5)女性参画の状況

本市における審議会等委員の女性割合は平成28(2016)年から令和2(2020)年まで継続して上昇しており、令和元(2019)年以降は30%を超えています。令和2(2020)年をピークに減少に転じており、令和4(2022)年では30.8%となっています。

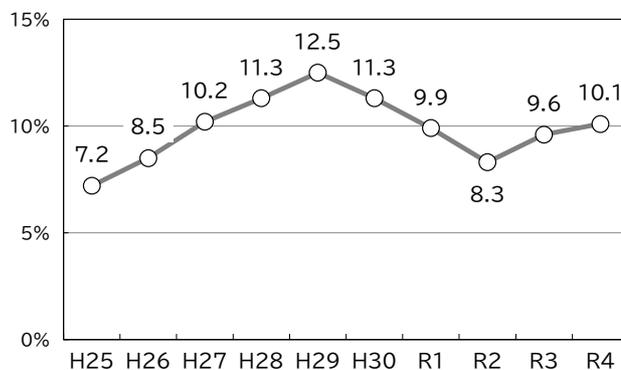
本市の管理職に占める女性割合は、平成27(2015)年に10%を超えたものの、令和2(2020)年には8.3%まで落ち込みました。以降はやや上昇傾向にあり、令和4(2022)年では10.1%となっています。

本市における町内会長の女性割合は、令和元(2019)年には4.9%まで増加したものの、令和2(2020)年、令和3(2021)年には2.5%へと減少し、令和4(2022)年では3.7%となっています。

■審議会等委員の女性割合の推移

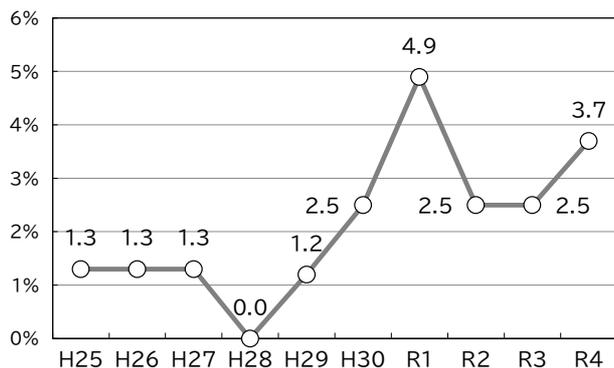


■安城市の管理職に占める女性割合の推移

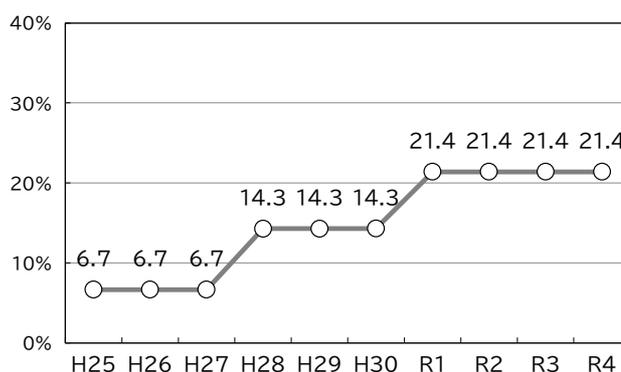


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日時点）

■町内会長の女性割合の推移



■市議会議員に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日時点）

資料：市区町村女性参画状況 見える化マップ

## 2 アンケート・ヒアリングからみる現状

各種アンケート調査は、家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する市民の意識や男女の平等・社会参加の実態等を調査し、過去の意識調査と比較・検証することにより、男女共同参画社会の実現に向けての施策展開の基礎資料とすることを目的として実施しました。

また、アンケート調査で数字として全体の概要をつかむことに加え、企業・団体における男女共同参画の現状・課題や参考となるべき事例等を把握、整理し、より現状に即した施策検討に活用することを目的としてヒアリング調査を実施しました。

### (1) 調査の概要

#### ■アンケート調査の実施概要

区分	市民	企業	町内会	高校生	保育士・幼稚園教諭
配布・回収方法	郵送配布・郵送または Web 回収 (督促状 1 回)		郵送配布・郵送 または Web 回収	学校を通じた 配布・回収	Web 回収
実施期間	令和 4 (2022) 年 8 月 20 日～9 月 12 日			9 月 5 日～ 9 月 15 日	9 月 2 日～ 9 月 16 日
配布数	2,000	500	81	—	—
回収数	928	179	66	217	424
回収率	46.4%	35.8%	81.5%	—	—

#### ■ヒアリング調査の実施概要

区分	内容
実施時期	令和 4 (2022) 年 10 月 17 日、11 月 10 日、15 日
調査方法	訪問面談による聞き取り調査
企業	A 社 (金融業) / B 社 (製造業) / C 社 (研究等)
団体	男女共同参画関係団体 / DV 被害者支援団体 / L G B T Q 支援団体 / 防災関係団体

※クロス集計結果では、性別等の不明・無回答者が含まれていないため、クロス集計結果の回答者総数の合計と全体の回答者総数は合致しません。

※グラフ中の「n」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

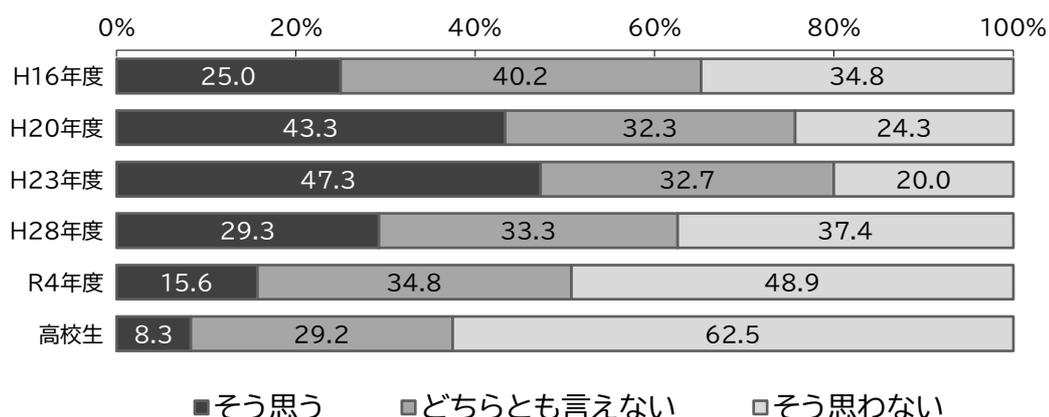
※選択肢について、一部記載を省略している場合があります。

## (2) アンケート調査結果のまとめ

### ① 市民意識と実態について

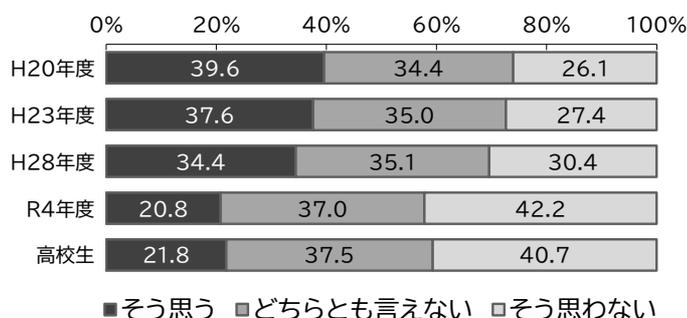
○ 「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に代表される固定的な性別役割分担に対し、経年で見ても「そう思わない」と回答する割合が最も高くなっています。平成 28 (2016) 年度調査と比較して「そう思わない」は 11.5 ポイントの増加、「そう思う」は 13.7 ポイントの減少となっており、市民意識が大きく変化していることがわかります。

■ 「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考えについて (市民調査・経年比較)

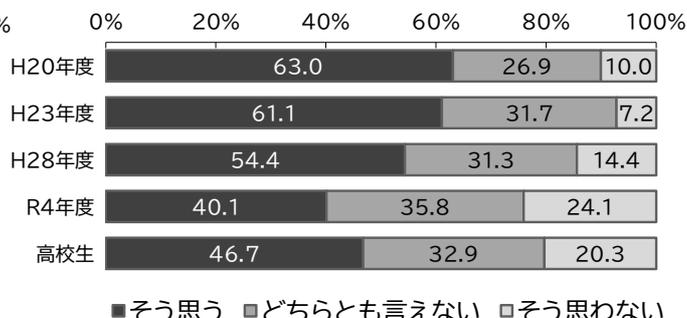


○ 「女性は結婚したら、仕事や自分自身のことより、夫や子どもなど家族中心に考えて生活した方がよい」は今回調査で「そう思わない」が「そう思う」を上回り、女性に関して固定的な性別役割分担に基づく考え方は解消されつつありますが、「夫は、妻や子どもを引っ張っていく方がよい」については依然として「そう思う」が市民調査で 40.1%、高校生調査でも 46.7% を占め、男性に関する固定的な性別役割分担意識は残っている状況にあります。

■ 女性は結婚したら、仕事や自分自身のことより、夫や子どもなど家族中心に考えて生活した方がよい (市民調査・経年比較)



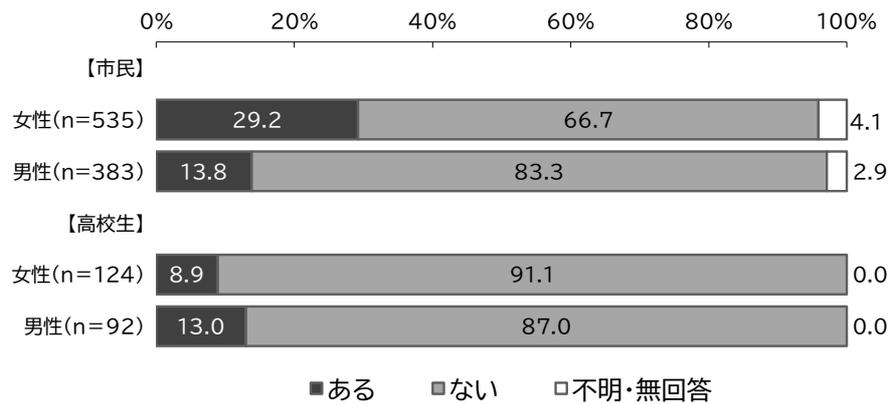
■ 夫は、妻や子どもを引っ張っていく方がよい (市民調査・経年比較)



※高校生調査は令和4年度

○男だから、女だから、といった思い込みによる差別または不利益の経験の有無をたずねたところ、市民調査では女性の29.2%、男性の13.8%で、高校生調査では女性の8.9%、男性の13.0%で経験があると回答しています。年代別でみると、特に女性の30歳代・50歳代での経験割合が高くなっており、その内容としては仕事を持っていても子育ての責任は母親に課されていること、仕事で活躍や昇進等ができなかった・できにくかった等の意見が多くあげられています。

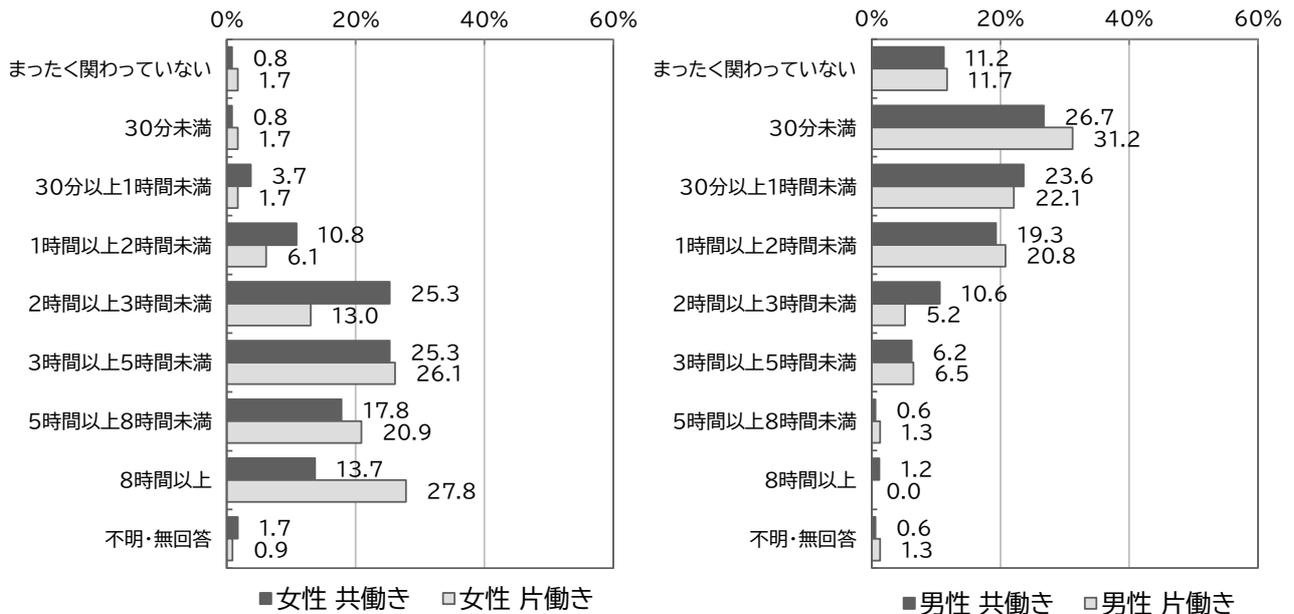
■男だから、女だから、といった思い込みによって差別または不利益を受けた経験の有無（市民調査・高校生調査）



## ②家庭生活、職業生活やワーク・ライフ・バランスについて

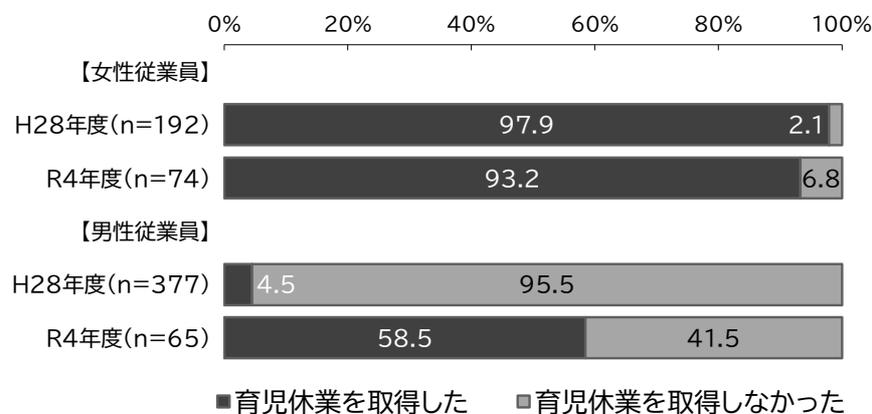
○平日の家事・育児時間を共働き・片働きの状況別にみると、共働き家庭の女性では「2時間以上3時間未満」「3時間以上5時間未満」が最も高く、片働き家庭の女性では「8時間以上」が最も高くなっています。男性では共働き・片働きに関わらず「30分未満」が最も高く、家事・育児時間の男女差が大きいことがわかります。

■共働き・片働き家庭の平日の家事・育児時間（市民調査）



○令和3（2021）年度1年間の従業員の育児休業の取得状況を企業にたずねたところ、女性では93.2%、男性では58.5%となりました。平成28（2016）年度の前回調査、女性97.9%、男性4.5%から、男性の取得率は大きく伸びています。

■前年度の育児休業取得率（企業調査）



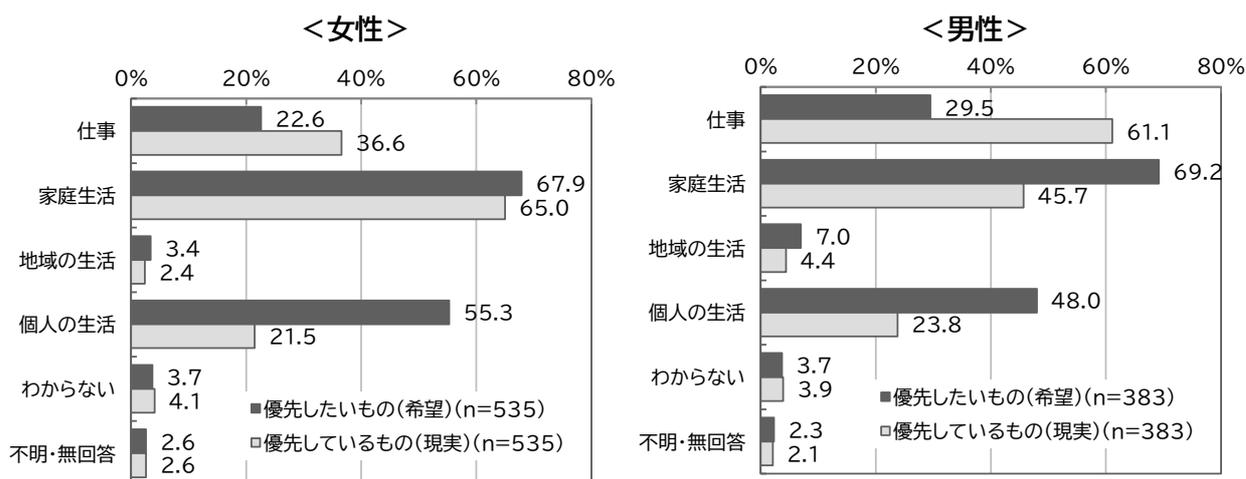
○男女共同参画の観点から、子育て家庭の状況をみて課題を感じることや相談を受けることについて保育士・幼稚園教諭調査でたずねたところ、父親の育児参加の不足や母親への負担の増加、共働き等による家庭時間の減少による子どもへの影響等に関する意見が多くありました。

■男女共同参画の観点から、子育て家庭の状況をみて課題を感じることや相談を受けること（保育士・幼稚園教諭調査）

区分	内容（抜粋）
父親の育児参加に関する事（26件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男親が協力してくれる家庭も増えてはいるが、「協力する」という立ち位置で主体的に育児家事を行う父親は少ない。</li> <li>・父親の方が仕事で帰れないことが多く、その分子育てに関わっていない。</li> </ul>
母親の育児負担の偏重に関する事（20件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働きだが、父親の仕事が忙しく帰りが遅いため母親のみで家事育児をしなければならず、余裕がない家庭からの相談がよくある。</li> <li>・仕事に育児に疲れ果てている親の姿がある。</li> </ul>
共働き等による子どもへの影響（10件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親、父親に限らず子どもと親の関わる時間が減ってしまっていると思う。</li> </ul>

○生活での優先状況を現実と希望の両面からたずねたところ、男性では「家庭生活」を優先したい69.2%に対し、現実には45.7%と、大きな差がみられました。女性では「家庭生活」を優先したい67.9%に対して現実には65.0%とあまり差はなく、女性に比べて男性が希望通りに家庭生活に関わっていない状況がうかがえます。

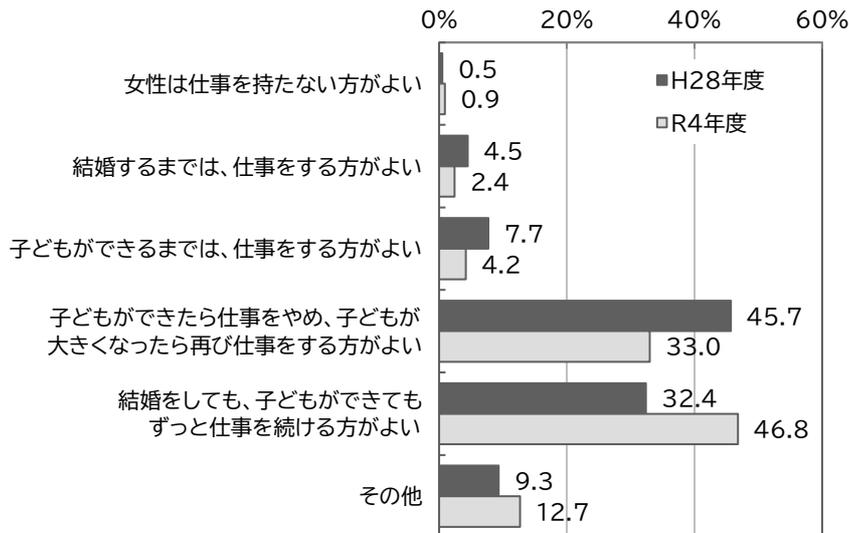
■生活の現実と希望の優先分野の比較（市民調査）



### ③女性の就業や管理職・方針決定過程への女性の参画について

○女性が職業を持つことについての考えをたずねたところ、平成 28（2016）年度までは「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」とする割合が最も高くなっていましたが、今回調査では「結婚をしても、子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい」が最も高くなり、女性が継続的に働き続けることに肯定的な市民意識が高まっていることがわかります。

■女性が職業を持つことについての考え（市民調査・経年比較）

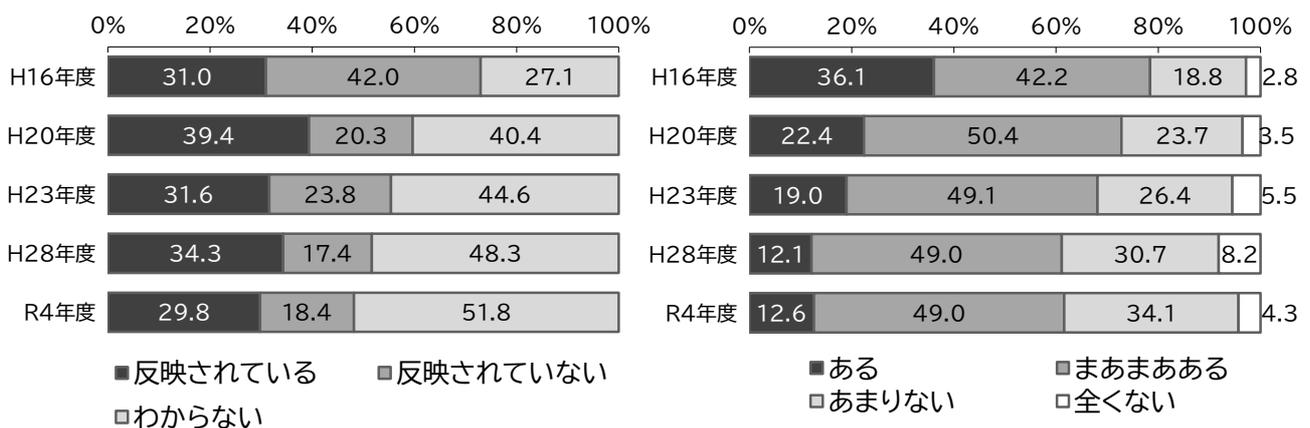


○市の施策への女性意見の反映についてたずねたところ、「反映されている」（十分反映されている、ある程度反映されている）が 29.8%となっており、これまでの調査結果の中で最も低くなりました。経年でみると「わからない」が高まっていますが、社会問題や市政への関心をたずねる質問では関心が低下している傾向もみられ、このようなことの影響も考えられます。

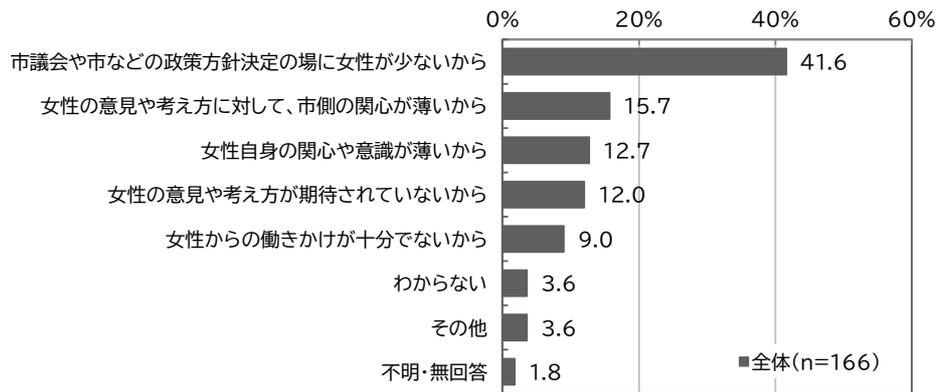
また、女性の意見や考え方が反映されていないと思われる理由としては「市議会や市などの政策方針決定の場に女性が少ないから」が突出して高くなっています。

■市の施策に女性の意見や考え方が反映されていると思うか（市民調査・経年比較）

■社会問題や市政について関心があるか（市民調査・経年比較）



■市の施策に女性の意見や考え方が反映されていないと思われる理由（市民調査）

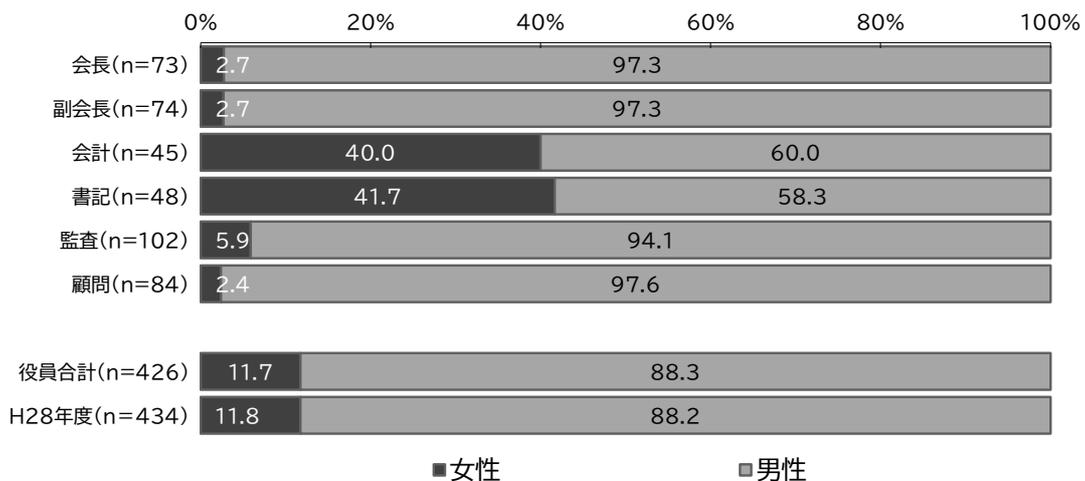


④地域活動について

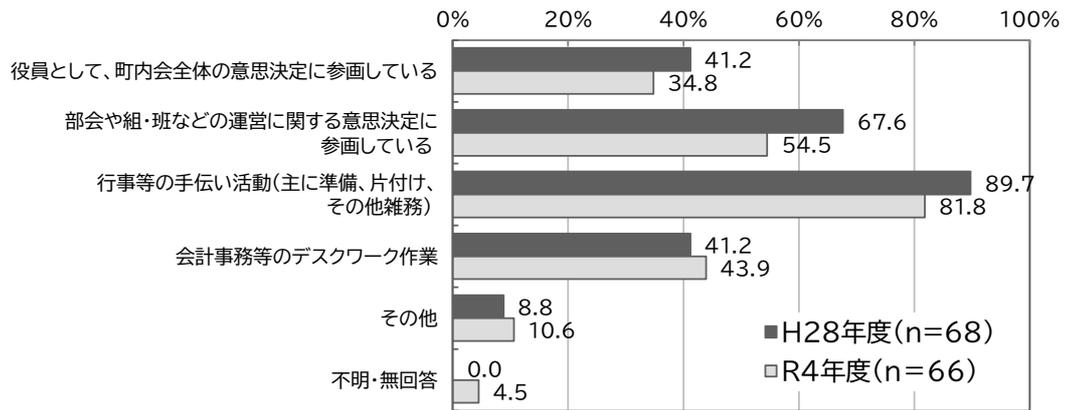
○町内会役員の性別をたずねたところ、女性は会長・副会長で 2.7%（2人）となっています。その他、会計や書記では約4割を女性が占めていますが、役員全体での女性割合は 11.7% となっています。前回の平成 28（2016）年度調査での役員全体に占める女性割合は 11.8% であり、ほぼ変化がありませんでした。

○町内会における女性が担っている役割で多いものは「行事等の手伝い活動（主に準備、片付け、その他雑務）」となっており、経年でみると「部会や組・班などの運営に関する意思決定に参画している」割合が 13.1 ポイント減少しています。

■会長、副会長の性別（町内会調査）

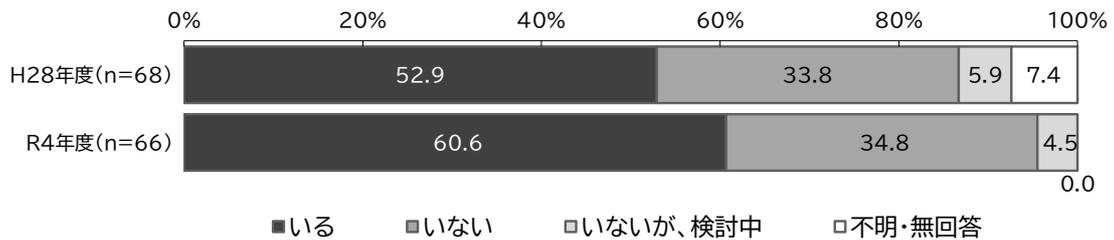


■町内会における女性の担っている役割（町内会調査）



○町内会調査において自主防災組織の意思決定や取組検討の場に女性が参画しているかたずねたところ、「いる」が60.6%と、平成28（2016）年度の前回調査を上回りましたが、6割にとどまっています。

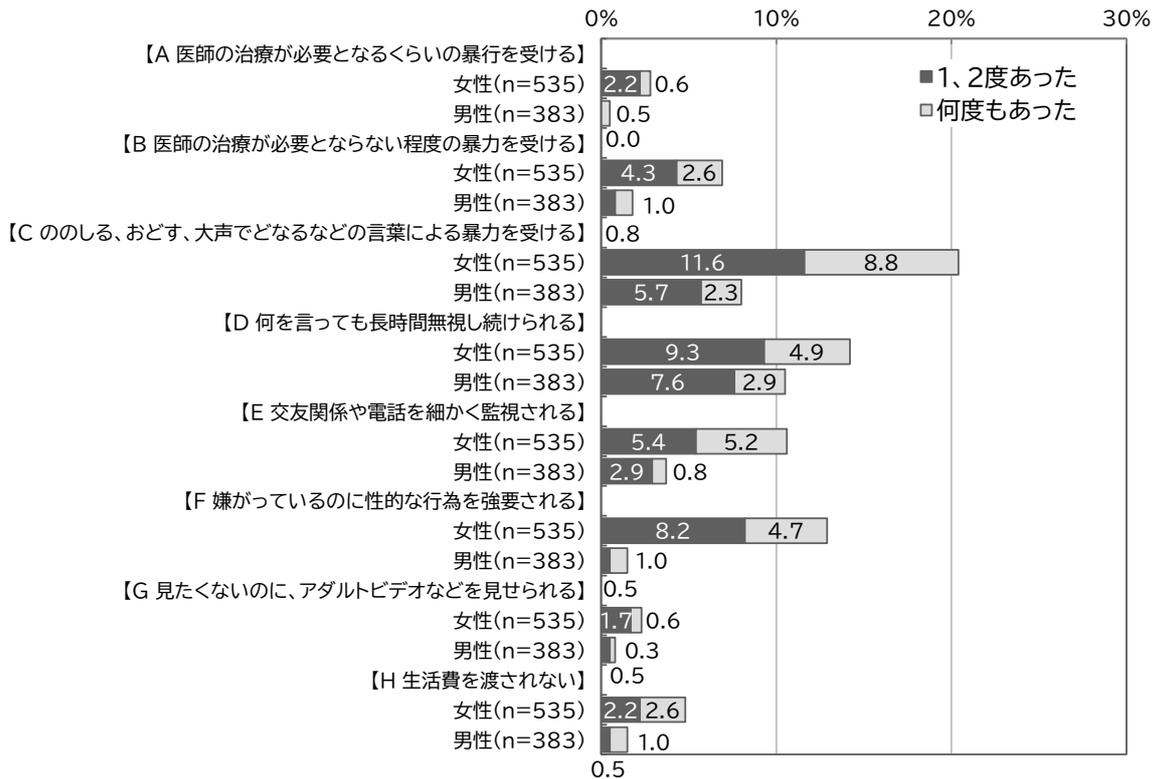
■自主防災組織の意思決定や取組検討の場に女性が参画しているか（町内会調査）



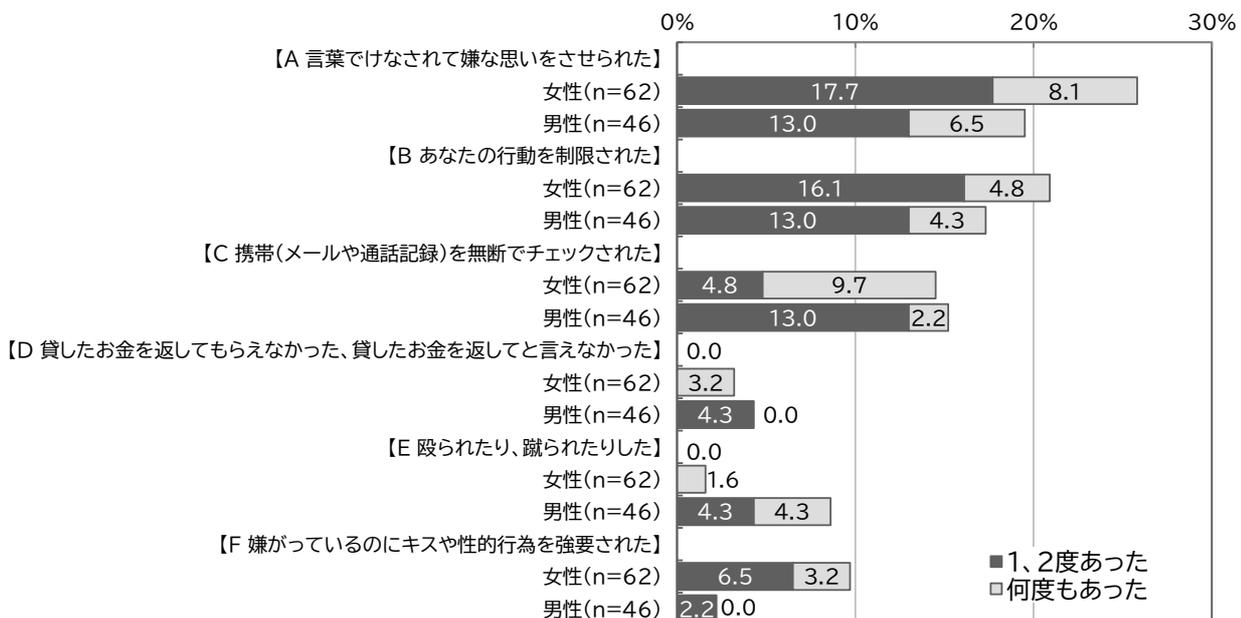
## ⑤DVIについて

○配偶者や恋人からの暴力の経験についての設問では、『被害経験があった』（「何度もあった」「1～2度あった」を合わせたもの）割合が最も高いものは市民調査の女性で「C ののしる、おどす、大声でどなるなどの言葉による暴力を受ける」、男性で「D 何を言っても長時間無視し続けられる」であり、高校生調査では男女ともに「A 言葉でけなされて嫌な思いをさせられた」が最も高くなっています。いずれも精神的暴力です。

■配偶者や恋人から次のような行為を受けたことがあるか（市民調査）

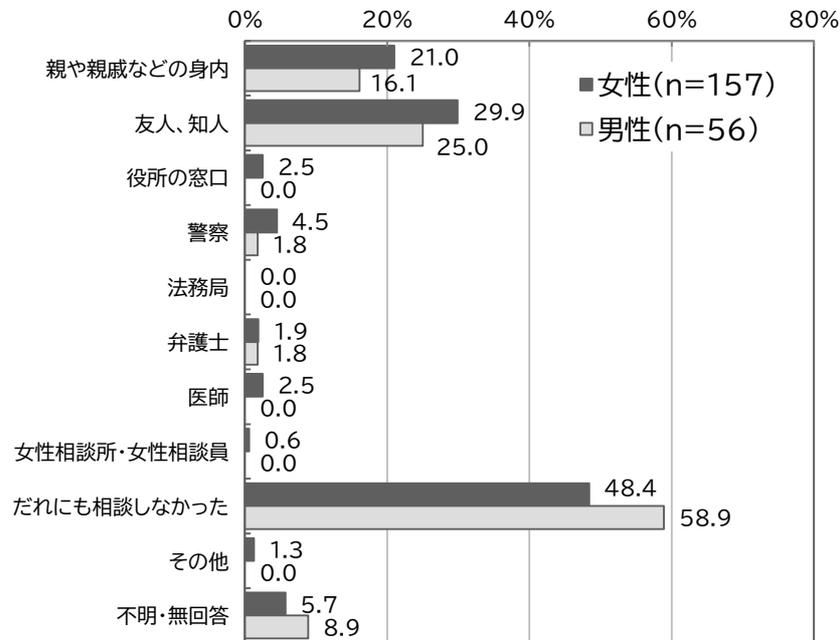


■彼氏／彼女から次のような行為を受けたことがあるか（高校生調査）

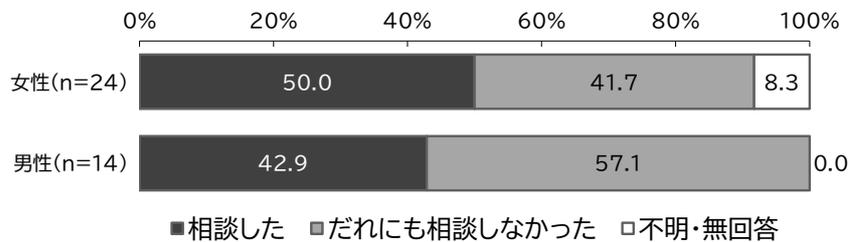


○暴力を受けた際の対応としては、「誰にも相談しなかった」割合が市民調査の女性で48.4%、男性で58.9%、高校生調査の女性で41.7%、男性で57.1%と高くなっており、全体の割合を経年でみると、平成28(2016)年度調査以降50%を超え、高い傾向が続いています。

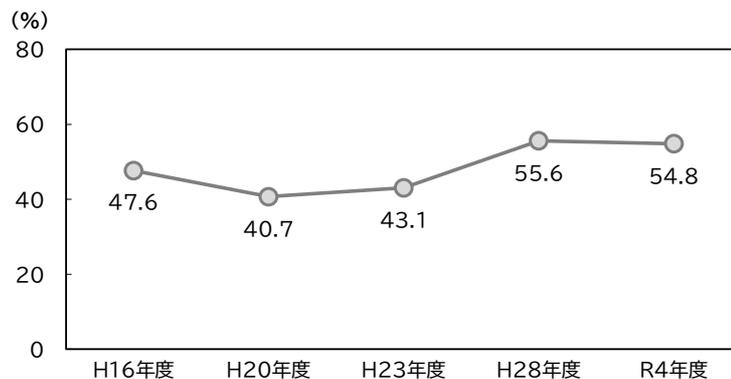
■暴力を受けた後の相談先（市民調査）



■暴力を受けた後の対応（高校生調査）



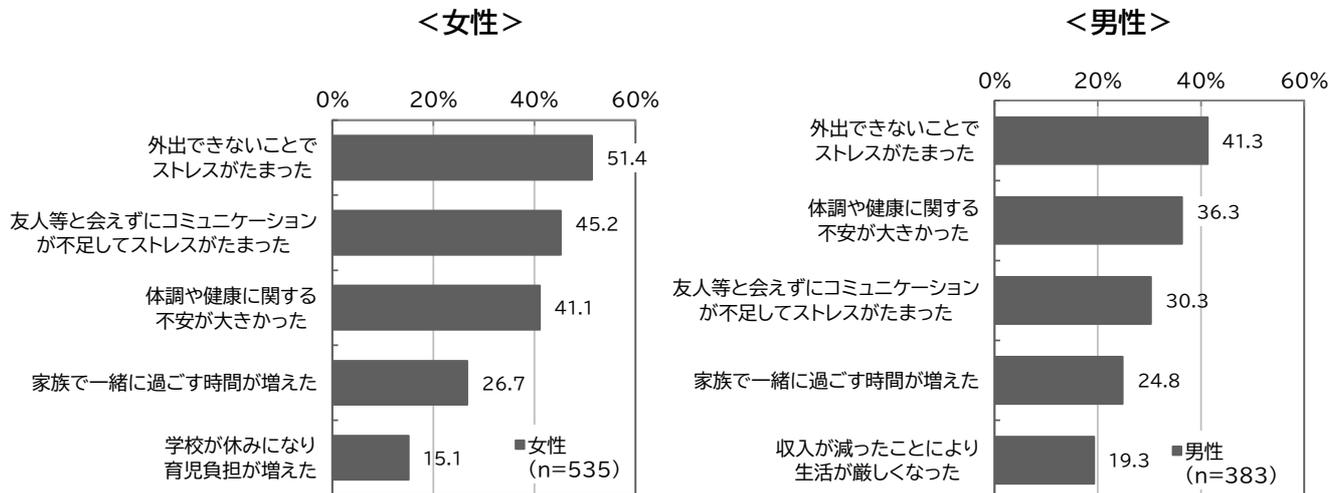
■暴力を受けた後の対応で、「誰にも相談しなかった」割合の推移（市民調査・経年比較）



## ⑥その他の様々な課題に対する男女の状況

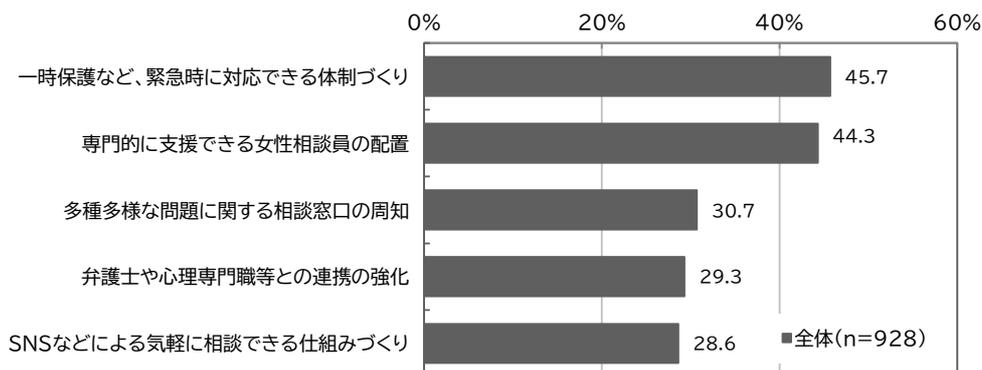
○新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間の状況をたずねたところ、男性よりも女性で負担やストレスを大きく感じていたことがわかります。

■新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間の状況（市民調査・上位5位）



○困難な問題を抱える女性に対して特に市で取り組む必要があると思うものをたずねたところ「一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり」や「専門的に支援できる女性相談員の配置」が多くあげられています。

■「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関して特に市で取り組む必要があると思うもの（市民調査・上位5位）

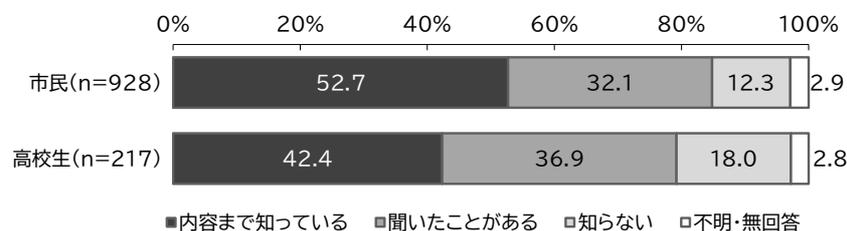


## ⑦多様な性について

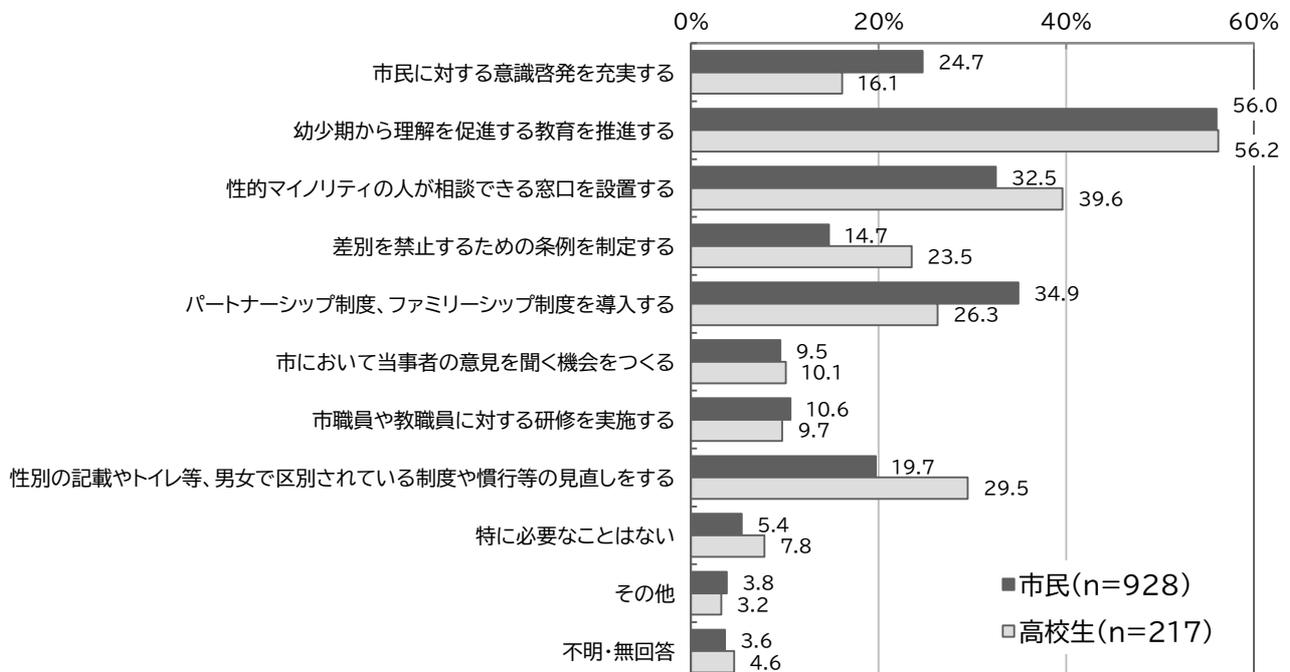
○性的マイノリティ（LGBT等）という言葉の認知度は、「内容まで知っている」が52.7%、「聞いたことがある」が32.1%、「知らない」が12.3%となっており、半数以上が認知しています。高校生調査では、「内容まで知っている」が42.4%、「聞いたことがある」が36.9%、「知らない」が18.0%となっており、市民調査よりもやや認知度が低い状況です。

○LGBT等の人たちが暮らしやすい社会にするために必要だと思うことでは市民調査・高校生調査ともに「幼少期から理解を促進する教育を推進する」がそれぞれ50%を超え、最も高くなっています。

### ■性的マイノリティ（LGBT等）という言葉の認知度（市民・高校生）



### ■性的マイノリティ（LGBT等）の人たちが暮らしやすい社会にするために必要だと思うこと（市民・高校生）



### (3)ヒアリング調査結果のまとめ

#### ①企業ヒアリング結果まとめ

- 時短勤務等を行っている女性従業員は限られた時間内で仕事を進めなければならないため、時短取得前よりも業務の効率が上がるなどの良い変化もみられるとのことでした。また、以前に比べて男性従業員も子どもが生まれたこと等を契機に無駄な残業を減らす等していることも増えているものの、一部ではどうしても長時間労働の中で業務効率や生産性が低下してしまう場合もみられるとのことでした。【B社】
- 育児休業等の取得にあたって、大企業では法律に則り取得促進に向けて働きかけを強化しており、取得が進んでいるとのことでした。小規模の事業所（従業員20人以下程度）では従業員個々の状況に応じて受注量を調整するなどして比較的柔軟な働き方ができている様子もみられました。従業員数が中規模の事業所（50～100人前後程度）では、様々な取組を行っているものの、余剰人員がないこと等から現場の工夫や努力が求められるなど、事業所にかかる負担が大きいという課題もみられました。【A・B・C社】
- 各社では、働きやすい環境づくりや女性の活躍に向けた独自の取組を行っている事例もみられました。例えば、これまで女性が就くことが少なかった営業職において不安解消に向けた座談会の開催を行ったり、小さい子どもがいる男性社員が保育園等への送迎ができるよう、個人の希望に合わせた出勤時間とするなど、様々な工夫がなされていました。【A・C社】



#### ②団体ヒアリング結果まとめ

##### 【市民意識について】

- 本市で男女共同参画推進の活動を行っている団体にヒアリングを行ったところ、SDGsが注目されるにしたがって、市民の男女共同参画に関する関心が高まっている実感があるという意見が聴かれました。【男女共同参画関係団体ヒアリング】

##### 【地域活動について】

- 地域活動において、女性の会長も1～2人出てきてはいるものの、現場ではまだ「参画」ではなく「参加」の状況にあるとのことでした。【男女共同参画関係団体ヒアリング】

○防災・災害時・復興時支援等、各段階において女性の視点は必ず必要であり、まずは日頃の検討の場において女性が発言しやすい場づくりを行うことが重要であるとのことでした。従来のやり方にこだわらず、女性自身に対し、どのような時間、場所、参加条件なら検討の場に参加しやすいか聴くなど、女性が安心して参加できる場をつくっていく必要があるという意見が聴かれました。【防災関係団体ヒアリング】

○防災活動に関する女性の育成を図る際には、その後の活躍の場がどれだけあるかが重要であり、その位置づけについても明確になるとよいということでした。自主防災組織などは地域コミュニティ中心で行われることが多いものの、それだけではなく防災関係のNPOなどと協力して人材育成ができるという意見が聴かれました。【防災関係団体ヒアリング】

### 【DVについて】

○DVや虐待等の相談について、加害者側の問題や家庭の問題、発達障害等が関わる問題等、複合的で福祉的支援が必要と思われる事例も多いということでした。DVという言葉は浸透しつつありますが、自分のケースが該当すると認識しない人もいるため、気づきを促すためにも、学習の場の複数のテーマの一つに加えるなど、大々的ではなく情報が伝えられるようにしているとのことでした。【DV被害者支援団体ヒアリング】

○子どもたちへの教育の中でも「包括的性教育」の重要性に関する意見がありました。まず、基本として自分や相手の体を大切にするという考えから始まるため、人権教育にもつながってくるということでした。セクシュアル・ハラスメントやDV、性暴力等を生まないための取組にもつながります。【男女共同参画関係団体ヒアリング】

### 【多様な性について】

○当事者の居場所や相談できるところが地域にあるとよいということですが、そのためには当事者が安心してそれらを利用できるよう、地域全体で多様性を大切にする姿勢や雰囲気や土壌にあることが必要であり、まずは広く理解を広げることが重要であるという意見が聴かれました。【LGBTQ支援団体ヒアリング】



※2団体はリモートによる実施

### 3 第4次プランの目標達成状況

第4次プランでは、基本目標ごとに「成果指標」を設定し、最終年度（または最終年度の前年度）に評価を行うこととしています。指標の達成状況は次の区分で整理しました。

- A・・・目標値を達成している
- B・・・目標値には達成していないが、平成28（2016）年度の実績値よりも改善している
- C・・・平成28年度の実績値と横ばい
- D・・・平成28年度の実績値よりも後退している

#### 基本目標1 男女平等意識の促進

指標項目		実績値	現状値	目標値	達成状況
		H28 (2016)	R4 (2022)		
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合	女性	9.4%	7.8%	11.7%	<b>D</b>
	男性	21.9%	13.8%	23.3%	<b>D</b>
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合	女性	26.3%	11.9%	18.0%	<b>A</b>
	男性	33.9%	21.1%	32.5%	<b>A</b>

#### 基本目標2 若年者への男女平等意識の定着

指標項目		実績値	現状値	目標値	達成状況
		H28 (2016)	R4 (2022)		
学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合	女性	56.0%	42.4%	62.7%	<b>D</b>
	男性	61.0%	48.5%	65.2%	<b>D</b>
子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合	女性	73.5%	82.2%	77.7%	<b>A</b>
	男性	66.0%	68.9%	76.4%	<b>B</b>

#### 基本目標3 男女共同参画社会の実践

指標項目	実績値	現状値	目標値	達成状況
	H28 (2016)	R4 (2022)		
法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	27.4%	30.8%	30.4%	<b>A</b>
市の管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	11.6%	10.1%	17.0%	<b>D</b>
市男性職員の育児休業等の取得率	81.3%	92.9%	85.0%	<b>A</b>

#### 基本目標 4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

指標項目	実績値	現状値	目標値	達成状況
	H28 (2016)	R4 (2022)		
町内会長に就く女性の割合	0.0%	3.7%	10.0%	<b>B</b>
防災会議の女性の登用率	8.0%	29.6%	30.0%	<b>B</b>
保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数	0人	0人	0人	<b>A</b>

#### 基本目標 5 人権の尊重とDVの根絶

指標項目	実績値	現状値	目標値	達成状況
	H28 (2016)	R4 (2022)		
DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度	81.2%	83.3%	100%	<b>B</b>
DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合	52.5%	50.9%	50.6%	<b>B</b>

- 「基本目標1 男女平等意識の促進」「基本目標2 若年者への男女平等意識の定着」の指標の達成状況では、市民の固定的な性別役割分担意識そのものは薄れていることがうかがえますが、各分野の平等感は後退している状況にあります。
- 「基本目標3 男女共同参画社会の実践」では、審議会等における女性委員の割合が順調に増加し、目標を達成しています。一方で市役所における管理職の女性割合は後退し、D判定となりました。市男性職員の育児休業等の取得率は、近年の社会情勢や法整備もあいまって上昇し、目標を達成しています。
- 「基本目標4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備」では、町内会長に就く女性の割合、防災会議の女性の登用率ともに目標は達成していないものの、改善がみられました。保育園に入園できなかった児童は継続して0人であり、目標を達成しています。
- 「基本目標5 人権の尊重とDVの根絶」では、目標は達成していないものの、改善している状況がうかがえます。しかし、ともにその増減率はわずかとなっています。

## 4 安城市の男女共同参画を取り巻く課題

各種調査結果をもとに整理すると、安城市の男女共同参画を取り巻く課題として以下のよう  
な事項があげられます。

### 課題1 市民意識が大きく変化しているが、男性に関する固定的役割分担意識や実態 では改善がみられない

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に代表される固定的な性別役割分担に関  
する意識は大きく改善されているものの、「夫は妻や子どもを引っ張っていく方がよい」など  
の意識が引き続き残っていたり、男性が家庭に関わることを希望していても仕事優先になっ  
ていたりするなど、男性にとっての男女共同参画の状況には大きな改善がみられません。

育児休業等の取得は法律の改正などにより進んでいますが、男性の家事・育児等の時間は  
引き続き低く、特に子育て世帯・共働き世帯では母親の家事・育児負担の多さ、男性の主体  
的な参画意識の低さ等もみられているため、より一層の家庭生活への男性参画を進めていく  
ための取組が求められます。

### 課題2 職場における男女共同参画は進んでいるが、管理職や方針決定過程での女 性の参画について目標達成に向けたさらなる取組が必要である

女性が働き続けることについて肯定的な市民意識が醸成されていますが、管理職等に占め  
る女性割合は低い状況が続いています。市政や社会問題への関心の薄さも相まって女性の意  
見が市政に反映されていると感じていない市民も増加しており、さらなる取組の検討が必要  
です。

### 課題3 市民意識に比べて地域団体での男女共同参画の意識や実態に変化がみられ ない

市民意識が大きく改善していることに比べ、地域活動における女性の参画は大きな変化が  
みられません。特に防災・災害時対策等の分野において女性の参画をより一層進める必要が  
あり、地域コミュニティ以外でも女性の視点を取り入れる手法等について検討を進めていく  
必要があります。

#### 課題4 DV被害における複合課題等への対策や困難な問題を抱える女性に対する支援の取組を強化する必要がある

DV被害においては、被害にあった際に誰にも相談しない割合が高い傾向が続いています。また、ヒアリングでは男女の問題だけではなく、家庭や障害などの複合的な課題が含まれているという意見もあり、きめ細かな対策が求められています。

令和6（2024）年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるため、今後策定される国の基本方針や県の計画等の内容も注視しつつ、本市の現状の把握を進めていく必要があります。

#### 課題5 SDGsの「誰一人取り残さない」社会づくりに向けた対応や多様な性のあり方についての理解促進が必要である

性的マイノリティに関する認知度は市民の約半数となっていますが、高校生調査ではやや認知度が低い傾向もみられ、幼少期からの教育等を含めた理解促進の取組を強化していく必要があります。SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現を図っていくためにも、様々な人が抱える生活上の課題を解決するための制度等について検討を進めていく必要があります。

## 第 3 章 プランの方向性

---

## 1 プランの最終目標(目指す姿)

本プランの最終目標(目指す姿)は、「男女共同参画社会基本法」、「安城市男女共同参画推進条例」を踏まえ、これまでの考え方を継承していきます。

最終目標

### 男女共同参画社会の実現

第4次プランでは、最終目標をより具体的にイメージできるよう、「安城市の目指す男女共同参画の姿」を掲げていました。本プランについては、市が目指す方向性や社会潮流等を踏まえ、次のように再設定します。

#### 【安城市の目指す男女共同参画の姿】

- SDGsの考え方を踏まえた「ジェンダー平等の実現」を目指す視点であらゆる取組が展開される。

⇒「ジェンダー平等の実現」は、SDGsのすべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。本市のあらゆる取組で「ジェンダー平等の実現」が念頭におかれて施策が進められています。

- 職場で活躍したい人、家事や育児・介護等の家庭生活に専念したいと思う人など、それぞれの希望が叶えられる環境がある。

⇒固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、「アンコンシャス・バイアス」(自分自身は気づいていない意識の中のゆがみや偏り)の解消により、市民一人ひとりが自分の希望に合わせた生活を送ることができています。

- 女性の活躍とあわせて男性の家庭参画を進めることで、男女が家庭内の役割を分かち合うことができる。

⇒女性の活躍促進が女性にのみ負担を強いることなく、男性もともに家庭的な責任を分かち合えるようになり、市民の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現しています。

- 誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができる。

⇒困難な問題を抱える人や、様々な性的指向・性自認の人などを含め、すべての人にとって暮らしやすい、安全で安心な「誰一人取り残されない」社会となっています。

## 2 基本目標

本プランでは、次の4つの基本目標に沿って施策を展開します。

### 1 女性のさらなる活躍促進

政策・方針決定過程への女性の参画や、働く場における女性の活躍を推進します。また、そのための女性のエンパワーメントへの支援、就業環境の整備や男性も含めた誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

▶31～32 ページ「安城市の男女共同参画を取り巻く課題」課題2への対応

### 2 家庭・地域における男女共同参画の推進

男女が平等に家庭的責任を担うとともにワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりを進めます。また、地域活動や防災分野への女性の参画をより一層推進し、多様な視点や価値観が入った活動の展開を促進します。

▶31～32 ページ「安城市の男女共同参画を取り巻く課題」課題1、3への対応

### 3 多様な生き方を認め合う意識・環境づくり

家庭や地域、職場などのあらゆる場面において、誰もが自分らしく生きることができるよう、情報発信や啓発を通じて固定的な性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の定着を図ります。また、誰もが排除されず、すべての人の人権が尊重され、暮らしやすくするための環境づくりを進めます。

▶31～32 ページ「安城市の男女共同参画を取り巻く課題」課題1、2、5への対応

### 4 あらゆる暴力の根絶と安全・安心な環境の確保

DVの防止に関する周知・啓発を行うことで、DVを許さない社会環境づくりに取り組みます。さらに、早期段階で相談できる体制を強化するとともに、被害に遭った場合の自立支援や二次被害の防止、困難を抱える女性等に対する支援体制を充実し、誰もが安全・安心して暮らせる社会づくりに向けた取組を進めます。

▶31～32 ページ「安城市の男女共同参画を取り巻く課題」課題4への対応

### 3 施策体系

## 男女共同参画社会の実現



## 4 成果指標

本プランでは、基本目標ごとに次の成果指標を掲げ、達成を目指します。

### 基本目標1 女性のさらなる活躍促進

指標項目	R 4	R 10	
	実績値	方向性	目標値
法令・条例により設置される審議会等の女性委員の割合	30.8%	↗	35.0%
市の管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	10.1%	↗	17%
【新規】職場において男女平等と考える市民の割合（市民アンケート調査）	28.6%	↗	31.3%

### 基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進

指標項目	R 4	R 10	
	実績値	方向性	目標値
【新規】家事・育児に「まったく関わっていない」男性の割合（市民アンケート調査）	18.8%	↘	16.6%
町内会長に就く女性の割合	3.7%	↗	10%
【新規】家庭生活において男女平等と考える市民の割合（市民アンケート調査）	27.3%	↗	33.2%

### 基本目標3 多様な生き方を認め合う意識・環境づくり

指標項目	R 4	R 10	
	実績値	方向性	目標値
【新規】性的マイノリティ（LGBT等）という言葉の内容まで知っている市民の割合（市民アンケート調査）	52.7%	↗	57.7%
【新規】男らしさ、女らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと思う市民の割合（市民アンケート調査）	76.8%	↗	81.7%

### 基本目標4 あらゆる暴力の根絶と安全・安心な環境の確保

指標項目	R 4	R 10	
	実績値	方向性	目標値
DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度（市民アンケート調査）	83.3%	↗	100%
DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合（市民アンケート調査）	50.9%	↘	49.6%



## 第 4 章 プランの基本目標別の内容

---

【取組一覧】

基本目標	施策	No.	取組
1 女性のさらなる活躍促進	(1) 各種審議会等における女性参画の促進	1	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組
		2	人材リスト等の整備
	(2) 女性の人材育成の活性化	3	人材育成のための講座等の開催
		4	女性の人材育成のための研修・講座への派遣
		5	女性指導者の活躍する場の提供
		6	女性のライフプランニング支援
	(3) 職場における女性活躍・男女共同参画の推進	7	職場での女性活躍、男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供
		8	女性の就労支援・再就職支援等の実施
		9	女性農業者への支援の実施
		10	安城市における「特定事業主行動計画」の推進
	(4) 子育て支援サービスの充実	11	一時預かり等、子育て家庭のニーズに応じたサービスの拡充
2 家庭・地域における男女共同参画の推進	(1) 家庭における家事・育児等の分かち合い促進	12	家事・育児等のシェアに関する啓発の実施
		13	男性の家庭への参画に向けた学習機会の提供
	(2) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進	14	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供
		15	ジェンダーの視点を加えた防災対策の推進
		16	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催
		17	育児中でも学びやすい環境の整備
		18	男女共同参画に関する図書の展示による啓発
3 多様な生き方を認め合う意識・環境づくり	(1) 男女共同参画に関する啓発	19	男女共同参画に関する情報発信の充実
		20	男女共同参画イベントの開催
		21	市民向け講座の実施
	(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	22	学校等における男女共同参画に関する教育の実施
		23	命の大切さ等を学ぶ機会づくり
	(3) 人権が尊重される社会環境づくり	24	思春期保健の推進
		25	男女の健康づくり支援
		26	LGBT等、多様な性に関する理解促進
		27	市職員等への男女共同参画研修の実施
		28	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定及び運用
4 安全・安心な環境の確保	(1) DV防止に関する啓発	29	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施
		30	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施
	(2) DV被害に対する早期対応・支援	31	DVに関する適切な相談の実施
		32	DV被害者への連携した支援
		33	被害者の一時保護の実施
	(3) 安全・安心を支える体制づくり	34	困難を抱える女性に関する支援
		35	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化

## 基本目標 1 女性のさらなる活躍促進

### 【現状・課題】

- 男女共同参画社会の実現に向けては、男女があらゆる分野における活動に参画することが必要ですが、わが国では特に諸外国に比べて政策・方針決定過程への女性の参画が不十分な状況です。
- 全国的な女性委員の現状について、令和4（2022）年度の調査では国の審議会等における女性委員の割合は43.0%、愛知県では34.3%となっています。本市における審議会等委員の女性割合は令和4（2022）年度で30.6%となっており、令和元（2019）年度以降、目標であった30%は超えているものの、伸び悩んでいる状況です。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。」として目標を設定して取組を進めています。様々な分野に男女双方の視点を盛り込んでいくことは、市民生活における様々な生活のしづらさを解消していくことにもつながります。女性等の多様な人材を活かし、持続可能な発展に貢献する組織としていくことが重要です。

### (1)各種審議会等における女性参画の促進

女性が様々な分野に参画しやすい環境や仕組みを整え、本市における方針・政策決定過程への女性の参画を促進します。

No.	取組	内容			担当課
1	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	関係各課に調査・ヒアリングを実施し、各種審議会等における女性の登用促進を働きかけることで、方針・政策決定の場への女性の意見の反映を進めます。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		関係各課へのヒアリング実施回数	1回	維持・継続	
2	人材リスト等の整備	人材育成講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載することで、多様な人材が審議会等に参加できる環境を整備します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		市民参加パートナーバンクの女性登録者数	112人	増加	

## (2)女性の人材育成の活性化

女性が様々な場面で能力を発揮し、方針・政策決定過程等に参画する力を付けるための各種研修や講座、活躍の場の提供を行います。

No.	取組	内容			担当課
3	人材育成のための講座等の開催	人材育成講座の開催を通じて、方針・政策決定の場に参画できる女性人材を計画的かつ継続的に育成します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		人材育成講座の受講者数(累計)	419人(累計)	増加	
4	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	愛知県等が開催する研修会や講座へ市民を派遣し、女性リーダーの育成を進めます。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		研修会等派遣者数(累計)	44人(累計)	増加	
5	女性指導者の活躍する場の提供	自らの知識や経験をもとに活躍する女性に、公民館講座等の講師として起用することで、実践を通じた学びの機会を提供します。			生涯学習課
		指標	現状	方向性	
		公民館講座等で女性の新規講師を登用した数(累計)	32人(累計)	増加	
6	女性のライフプランニング支援	社会情勢に即した女性向けライフプランニング講座を開講し、社会参画等を目指す女性をはじめ、様々な女性が充実した生活を送るための支援を行います。			生涯学習課
		指標	現状	方向性	
		女性が充実した生活を送るための講座実施数	8講座	維持・継続	

### (3)職場における女性活躍・男女共同参画の推進

男女がともに性別に関わらず職場で活躍できるようにするとともに、仕事と生活の調和を図ることができる、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

No.	取組	内容			担当課
7	職場での女性活躍、男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供	市内の事業所において女性が活躍しやすい環境となるよう、県・関係機関が開催する講座等の情報提供、県との共同による講座等の開催、女性管理職の拡大や女性の能力の活用に関する啓発を行います。			商工課
		指標	現状	方向性	
		情報の発信回数	18回	維持・継続	
8	女性の就労支援・再就職支援等の実施	出産・育児・介護などで離職した女性の再就職を支援するための情報の発信を行うとともに、セミナーの開催及び起業セミナーの情報発信を行います。			商工課
		指標	現状	方向性	
		再就職・起業セミナー参加者数（累計）	39人	増加	
9	女性農業者への支援の実施	女性農業者を対象に学びや情報交換などの交流の場を提供し、家族経営協定の締結等に関する啓発を行います。			農務課
		指標	現状	方向性	
		家族経営協定の締結農家戸数（累計）	73戸	増加	

No.	取組	内容	担当課									
10	安城市における「特定事業主行動計画」の推進	<b>①女性活躍の推進</b> 女性職員の多様なポストへの積極的な配置、管理職員への登用、外部研修等への派遣、活躍を推進するための研修等の開催を通じ、女性の個性や能力が十分に発揮され、多様な価値観を持った組織の構築を目指します。	人事課									
		<b>②男性職員の育児休業等の取得促進</b> 配偶者の妊娠等の申出があった男性職員に対し、活用できる休暇・休業制度等の周知や所属長を通じたその取得予定のヒアリングを行い、男性の家事・育児への参画を促進します。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①女性職員の活躍や女性リーダーの育成を目的とした外部研修への派遣</td> <td>2回</td> <td>維持・継続</td> </tr> <tr> <td>②新たに子が生まれたすべての男性職員に対して、取得できる休暇・休業制度等の周知</td> <td>実施</td> <td>維持・継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状	方向性	①女性職員の活躍や女性リーダーの育成を目的とした外部研修への派遣	2回	維持・継続	②新たに子が生まれたすべての男性職員に対して、取得できる休暇・休業制度等の周知	実施	維持・継続
		指標		現状	方向性							
①女性職員の活躍や女性リーダーの育成を目的とした外部研修への派遣	2回	維持・継続										
②新たに子が生まれたすべての男性職員に対して、取得できる休暇・休業制度等の周知	実施	維持・継続										

#### (4)子育て支援サービスの充実

様々な場面への男女の参画を叶えるための、誰もが利用しやすい子育て支援サービスの拡充を図ります。

No.	取組	内容	担当課						
11	一時預かり等、子育て家庭のニーズに応じたサービスの拡充	一時保育等のサービスを利用しやすくすることで、育児負担の解消や就労等の社会復帰がしやすい環境づくりを促進します。	保育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時保育の1日当たりの定員（全施設合計）</td> <td>110人</td> <td>拡充</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状	方向性	一時保育の1日当たりの定員（全施設合計）	110人	拡充
		指標		現状	方向性				
一時保育の1日当たりの定員（全施設合計）	110人	拡充							

## 基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進

### 【現状・課題】

- 近年、家庭のあり方が変化し、核家族世帯や単身世帯が増加しています。なかでも共働き世帯は増加しており、男女ともに家庭と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスの実現が大きな課題となっています。
- 男女がともに働き続けることが増えても、家事・育児等は女性の役割と見なす意識は依然として根強く存在しています。令和4（2022）年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートでは固定的な役割分担意識には男女ともに「反対」する割合が高く、女性の就労に関しても結婚・出産にかかわらず就労を続けることが望ましいとする割合も高くなっていますが、家事時間の実態をみると、男女の時間の差は共働き・片働きに関わらず大きくなっています。
- 「育児・介護休業法」の改正や各種の制度の周知により、男性の育休取得率は向上しているものの、実質的な男性の家事・育児への参画に関してはまだ十分ではありません。
- 地域活動においては、依然として方針決定過程には男性、補助的役割には女性、というかたちが残っており、アンケート調査においても経年でみて特に変化がみられない分野となっています。特に地域活動は活動者の年齢も高齢層に偏りがあるという特徴があるため、活動に多様な視点を盛り込むための工夫や取組が求められます。
- 地域活動の中でも防災分野における男女共同参画に関しては、国においても力を入れて取り組んでおり、令和2（2020）年5月には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示されました。防災分野における多様なニーズやリスクへの対応力を高めるため、防災、災害時、復興時などの各段階において、意思決定の場及び現場における女性の参画拡大を一層図る必要があります。

### (1)家庭における家事・育児等の分かち合い促進

仕事と家事・育児等の両立に配慮した働き方や男性の家事・育児等への参画についての意識やスキルの向上に向けた取組を進めます。

No.	取組	内容			担当課
12	家事・育児等のシェアに関する啓発の実施	男女がともに仕事と家事・育児等の両立に配慮した働き方や暮らし方ができるよう、家事・育児等をともに分かち合うことの重要性に関する啓発等を行います。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		ワーク・ライフ・バランスについての啓発回数	2回	維持・継続	

No.	取組	内容			担当課
13	男性の家庭への参画に向けた学習機会の提供	男性高齢者向けの栄養講座を開催し、介護予防の視点も含めた高齢期の家庭参画を促進します。			高齢福祉課
		指標	現状	方向性	
		男性高齢者向けの栄養講座の参加者数（累計）	46人 （累計）	増加	
		男性が子育てや家事等に積極的に関わり、楽しむことができるとともに、家庭的責任を果たせるよう、各種の講座や交流の場を提供します。			子育て支援課
		指標	現状	方向性	
		パパ講座／イクメン広場延べ参加者数（累計）	219人	増加	
		妊娠期から出産後の妊産婦の心の変化や育児について学び、夫婦がお互いの役割をともに考えることができるよう、学習機会を提供します。			健康推進課
		指標	現状	方向性	
		夫のパパママ教室ベんきょう編への参加率	96%	維持・継続	
		男性の家事・育児等への参画を促進するための講習会や学習機会の提供により、男女がともに学ぶことができる環境を充実します。			生涯学習課
		指標	現状	方向性	
		男性の参画を促進するための講座実施数	30講座	増加	

## (2)地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

男女がともに地域活動や防災活動などに積極的に参画できるよう、広報・啓発を推進するとともに、特に女性が参画しやすい環境づくりを促進します。

No.	取組	内容			担当課
14	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	町内会などの地域団体や組織などへ男女共同参画や女性活躍に関する啓発等を行うことで、多様な意見が反映されたコミュニティ活動の展開を促進します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		町内会等への啓発回数	2回	増加	
15	ジェンダーの視点を加えた防災対策の推進	①多様な視点を反映させた備蓄品等の整備 災害時に誰もが不自由なく過ごすことができるよう、多様な視点を反映させた防災備蓄品や災害時の物資の確保を進めます。			危機管理課
		②地域防災活動における女性の参画促進 地域における防災活動において、防災訓練等の各種活動に女性が参加しやすくなるよう、研修を通じた啓発や情報提供を進めます。			
		指標	現状	方向性	
		①整備した備蓄品の種類	6種類	増加	
②男女共同参画の視点を 取り入れた内容の 防災研修の実施回数	1回	維持・継続			
16	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	女性を狙う犯罪から身を守るための防犯教室などの講座を開催し、防犯意識の向上を図ります。			市民安全課
		指標	現状	方向性	
		防犯教室の参加者数（累計）	1,714人 （累計）	増加	

No.	取組	内容			担当課
17	育児中でも学びやすい環境の整備	子どもを育てながらも学ぶ意欲を持つ市民が、安心して講座等に参加できるよう、各種講座やイベントにおいて託児を実施します。			市民協働課 生涯学習課
		指標	現状	方向性	
		託児付き講座及びイベント開催回数 【市民協働課】	3回	維持・継続	
		託児付き講座数 【生涯学習課】	27 講座	維持・継続	

## 基本目標3 多様な生き方を認め合う意識・環境づくり

### 【現状・課題】

- 令和4（2022）年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートによると、男女の地位の平等感について「男性の方が優遇されている」と感じられている分野が多く、男女平等に向けた取組はまだ十分ではない現状が浮き彫りとなりました。
- 男女共同参画の取組を阻害する要因の一つである「アンコンシャス・バイアス」は無意識の偏見と呼ばれています。市民アンケートにおいても、男だから・女だからといった思い込みによる差別または不利益の経験の有無では女性で29.2%、男性で13.8%が「経験がある」と回答しており、日常の様々な場面で、人権を尊重する意識の定着や思い込みの払拭のための取組を図っていく必要があります。
- 男女が置かれている不平等や、さらには性的マイノリティを含めた多様性に目を向け、誰もが暮らしやすく、また人権が尊重される社会環境をつくっていくことが重要です。

### (1)男女共同参画に関する啓発

男女共同参画に関する知識や意識の普及に向け、市民が男女共同参画に関する情報に広くふれることができる機会を提供します。

No.	取組	内容			担当課
18	男女共同参画に関する 図書展示による啓発	図書情報館において、国の「男女共同参画週間」及び県の「男女共同参画月間」に合わせて関連図書や雑誌等を展示し、市民に対し男女共同参画の重要性を周知します。			アンフォーレ課
		指標	現状	方向性	
		展示の実施回数	2回	維持・継続	
19	男女共同参画に関する 情報発信の充実	市民活動団体等との協働による情報誌の作成・発行や市公式ウェブサイト・広報紙、SNS等への記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		情報誌の年間発行回数	2回	維持・継続	

No.	取組	内容			担当課
20	男女共同参画イベントの開催	男女共同参画に関するイベント等を開催することで、男女共同参画の重要性・必要性を広く市民に周知します。また、市民活動団体等との協働により企画を行うことで、より市民の視点に沿ったイベント内容の充実を図ります。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		男女共同参画関連のイベント回数	2回	維持・継続	

## (2)男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画について学ぶ意欲のある市民に対し、学習機会を提供することで知識・意識を深めることができるよう支援します。

No.	取組	内容			担当課
21	市民向け講座の実施	男女共同参画に関するセミナーの開催や地域、職場、学校等への出前講座を実施し、市民が男女共同参画について理解を深める機会を提供します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		セミナー等の実施回数	2回	維持・継続	
22	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	児童・生徒が、男女の違いを知り、互いを価値のある存在として認めることができるよう、道徳の授業や学校生活全般においての学びを充実します。			学校教育課
		指標	現状	方向性	
		男女共同参画の視点からの授業や活動を行った学級数	すべての学級	維持・継続	

### (3)人権が尊重される社会環境づくり

命の大切さや人権の尊重に関する重要性を広く周知するとともに、多様な選択を認め、受容する社会づくりを進めます。

No.	取組	内容			担当課
23	命の大切さ等を学ぶ 機会づくり	市内の児童センターにおいて「赤ちゃん出会い・ふれあい交流会」を開催し、小中学生が乳幼児とふれあい、命の大切さを学び、人権や思いやりの意識を高める機会を提供します。			子育て支援課
		指標	現状	方向性	
		赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の延べ参加人数（累計）	313人	増加	
24	思春期保健の推進	学校などが授業を通じて行う学童期・思春期の発達段階に応じた保健教育を支援し、児童・生徒が命の大切さ等を理解する機会の充実を図ります。			健康推進課
		指標	現状	方向性	
		講師派遣件数	28件	継続	
25	男女の健康づくり支援	男女の身体的な構造の違いや、心身の状況が年代に応じて大きく変化する女性の特性について理解を促進し、生涯を通じた健康づくりを支援します。			健康推進課
		指標	現状	方向性	
		子宮頸がん検診の受診率	20.1%	増加	
		乳がん検診の受診率	21.3%	増加	

No.	取組	内容			担当課
26	LGBT等、多様な性に関する理解促進	性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発を行い、市民が多様な性のあり方を理解し、多様性を認め合えるような環境づくりを促進します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		市民向け啓発回数	6回	維持・継続	学校教育課
		教職員に対し、パンフレットによる啓発を行います。			
		指標	現状	方向性	
		パンフレットによる啓発回数	1回	維持・継続	
27	市職員等への男女共同参画研修の実施	多様性を認め合う視点を踏まえて業務遂行ができるよう、市職員・教職員への研修を実施します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		LGBT等に関する市職員等向け研修参加者数（累計）	658人（累計）	増加	
28	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定及び運用	性的マイノリティの方の生きづらさを緩和し、多様な生き方を認める機運を醸成するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を制定するとともに、広く市民に対して周知を進めます。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		市民向け啓発回数	-	増加	

## 基本目標4 あらゆる暴力の根絶と安全・安心な環境の確保

### 【現状・課題】

- DV防止法は平成13（2001）年4月に制定され、複数回の法改正を経て、被害者の保護や支援体制の強化が進められてきました。全国的なDVに関する実態としては、相談件数の増加、被害経験のある女性の増加等がみられ、支援体制の充実・強化と並行して、潜在化していた被害が明らかになってきていると言えます。
- 令和4（2022）年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートにおいても、暴力を受けた人のうち「誰にも相談しなかった割合」は経年でみて50%を超える傾向が続き、被害の潜在化が懸念されます。相談窓口の周知とともに、DVに関する知識の普及や関係機関等と連携した支援体制の強化が求められます。
- 女性であることに加えて多様化・複雑化・複合化する課題を抱え、支援が必要な女性も多くいることから、令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。男女の経済格差に起因する生活困窮の問題や性暴力・性犯罪被害、家庭問題や孤独・孤立などの多様な問題を抱える女性への支援を、関係機関等と連携しながら進めていく必要があります。

### (1)DV防止に関する啓発

DVは重大な人権侵害であり、許される行為ではないという認識を社会全体で共有することができるよう、広く広報・啓発を進めます。

No.	取組	内容			担当課
29	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	DVの認識を深めるとともに、被害の未然防止を図るため、どのようなことがDVにあたるかや、被害に遭った場合の相談窓口等に関する情報をパンフレット等の配布を通じて広く周知・啓発します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		DV防止の市民向け啓発回数	6回	維持・継続	
30	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	デートDVに関するリーフレット等を学校を通じて生徒に配布し、若い世代にデートDVの知識の普及を進めるとともに未然防止を図ります。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		中学3年生向けリーフレット等の配布数	市内中学3年生の生徒数	維持・継続	

## (2)DV被害に対する早期対応・支援

DV被害者からの相談に対し、関係機関等と連携・協働しつつ迅速に対応できるよう、相談・支援体制の強化を図ります。

No.	取組	内容			担当課
31	DVに関する適切な相談の実施	被害者が安心して相談できるDV相談を実施するとともに相談窓口に関する情報発信を行い、被害者を早期に必要な支援につなげることができる環境を整備します。			社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 子育て支援課
		指標	現状	方向性	
		DV相談件数【社会福祉課】	11件	継続	
		障害のある方のDV相談件数【障害福祉課】	10件	継続	
		高齢者（65歳以上）のDV相談件数【高齢福祉課】	1件	継続	
子育て家庭におけるDV相談件数【子育て支援課】	15件	継続			
32	DV被害者への連携した支援	DVに関する相談対応において、庁内関係各課で連携して迅速に対応できる体制を整備します。			市民協働課
		指標	現状	方向性	
		庁内会議の開催	1回	維持・継続	

No.	取組	内容			担当課
33	被害者の一時保護の実施	相談者の状況を踏まえて愛知県女性相談センターとの連携を強化し、必要に応じて一時保護へとつなげます。			社会福祉課
		指標	現状	方向性	
		愛知県女性相談センターへ一時保護を依頼した件数	0件	継続	
		一時保護の実施及び必要に応じた施設措置等自立支援を行い、DV被害者の安全を確保します。			子育て支援課
		指標	現状	方向性	
		愛知県女性相談センターへ一時保護を依頼した件数	3件	継続	

### (3)安全・安心を支える体制づくり

複雑化・多様化・複合化している様々な困難を抱える女性やDV被害に遭った人など、支援が必要な市民が安心して生活できるような環境を整備します。

No.	取組	内容	担当課			
34	困難を抱える女性に関する支援	困難な課題を抱える女性を早期に適切な支援につなげられるよう、県等と連携して包括的・継続的に支援できる体制をつくります。	市民協働課			
		指標		現状	方向性	
		支援窓口の周知		-	拡充	
		悩みを抱える女性が安心して相談できるよう、市役所相談室において女性相談員による相談窓口を定期的に開設します。	市民安全課	指標	現状	方向性
				女性相談件数	117件	継続
				市民の誰もが安心して相談ができる身近な場として「心配ごと相談」を実施します。	社会福祉協議会	
		指標	現状	方向性		
		心配ごと相談の女性相談延べ件数	87件	継続		
		35	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	相談にあたる職員が正しい認識・理解を持って被害者への対応にあたるよう、市職員への研修を実施します。	市民協働課	
指標	現状			方向性		
市職員向けDV研修参加者数(累計)	272人 (累計)			増加		
市民協働課が主催するDV研修会の中で支援措置に関する説明会を開催し、市役所内における個人情報保護の取り扱いについて周知徹底を図ります。	市民課					
指標				現状	方向性	
支援措置に関する説明会の実施		1回	維持・継続			